

豊後高田市地域防災計画
(地震・津波対策編)

豊後高田市防災会議
令和6年2月

目次

第1部 総則

第1章 基本的事項	2
第2章 地勢及び気象	3
第3章 県内に被害等を及ぼした地震・津波	4
第4章 地震・津波の想定	8
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	10

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本指針	16
第2章 災害に強いまちづくり	18
第1節 被害の未然防止	19
第2節 災害危険区域等の対策	21
第3節 地域の防災環境整備	21
第4節 建築物等の安全性の確保	23
第5節 公共施設等の災害予防	25
第6節 社会資本の老朽化対策	27
第3章 災害に強い人づくり	28
第1節 自主防災組織	29
第2節 防災訓練	31
第3節 防災教育	32
第4節 消防団等の育成・強化	36
第5節 要配慮者の安全確保	37
第6節 帰宅困難者の安全確保	43
第7節 市民運動の展開	44
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	45
第1節 初動体制の強化	46

第2節	活動体制の確立	47
第3節	津波からの避難に関する事前の対策	50
第4節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	51
第5節	救援物資の備蓄	54

第3部 災害応急対策

第1章	災害応急対策の基本方針等	56
第1節	災害応急対策の基本方針	57
第2節	市民に期待する行動（家庭、地域、企業・事業所）	57
第2章	活動体制の確立	59
第1節	活動組織	60
第2節	動員配備	62
第3節	通信連絡手段の確保	62
第4節	災害情報・被害情報の収集・伝達	63
第5節	災害救助法の適用及び運用	64
第6節	応援要請	67
第7節	自衛隊の災害派遣要請	68
第8節	他機関に対する支援要請	74
第9節	ボランティアとの連携	75
第10節	帰宅困難者対策	76
第11節	応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給	77
第12節	交通確保・輸送対策	77
第13節	広報活動・災害記録活動	83
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	85
第1節	地震・津波に関する情報の住民への伝達等	86
第2節	地震・津波に関する避難の指示等及び誘導	87
第3節	津波からの避難	89
第4節	救出救助	92
第5節	救急医療活動	95
第6節	消防活動	96

第7節	二次災害の防止活動	97
第4章	被災者の保護・救護のための活動	100
第1節	避難所運営活動	101
第2節	避難所外被災者の支援	103
第3節	食料供給	104
第4節	給水	106
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	107
第6節	医療活動	109
第7節	保健衛生活動	110
第8節	廃棄物処理	112
第9節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	113
第10節	住宅の供給確保	115
第11節	文教対策	118
第12節	被害調査	120
第13節	社会秩序の維持	120
第14節	被災動物対策	121
第5章	社会基盤の応急対策	122

第4部 災害復旧・復興

第1章	公共土木施設等の災害復旧	125
第2章	市民相談窓口の設置	126
第3章	災害義援金の受入れ及び配分	127
第4章	被災者支援に関する各種制度の概要 1	28
第5章	財源確保の対策	129

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総則	131
第1節	推進計画の目的	132
第2節	南海トラフ特措法に基づく地域指定	132

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として 行う事務又は業務の大綱	132
第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	133
第1節 津波からの防護	134
第2節 津波に関する情報の伝達等	134
第3節 避難指示等の発令基準	134
第4節 避難対策等	134
第5節 消防機関等の活動	135
第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	135
第7節 交通対策	136
第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	136
第9節 迅速な救助	137
第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保	138
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達	139
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、 災害警戒本部等の設置	139
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された 後の周知	139
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された 後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達	140
第5節 災害応急対策をとるべき期間	140
第6節 避難対策	140
第7節 消防機関等の活動	141
第8節 水道、電気、ガス、通信、放送関係における 各事業者の対応	141
第9節 交通対策	141
第10節 市が自らが管理等を行う道路、河川その他の 施設に対する対策	141
第11節 滞留旅客等に対する措置	142

第12節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、 災害警戒本部等の設置	142
第13節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表 された後の周知	142
第14節	災害応急対策をとるべき期間	142
第15節	市のとるべき措置	142
第4章	関係者との連携協力の確保	143
第1節	資機材、人員等の配備手配	144
第2節	他機関に対する応援要請	144
第3節	帰宅困難者への対応	144
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	145
第6章	防災訓練	146
第7章	地震防災上必要な教育及び広報	147
第8章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	148

第1部 総則

- 第1章 基本的事項
- 第2章 地勢及び気象
- 第3章 県内に被害等を及ぼした地震・津波
- 第4章 地震・津波の想定
- 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1章 基本的事項

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、豊後高田市における地震・津波災害に関し、本市及び防災関係機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定めることにより、地震・津波防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成及び内容

この計画は、地震・津波災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市及び防災関係機関等が行うべき防災対策を「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の時系列的に配し、本市及び防災関係機関等の防災行動計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示すものである。

この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

構成	主な内容
第1部 総則	本市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について定める。
第2部 災害予防	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるため、本市及び防災関係機関等が日ごろから行うべき措置等について定める。
第3部 災害応急対策	災害の発生後から応急対策の終了に至るまで、本市及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
第4部 災害復旧・復興	被災者の生活支援、公共施設等の災害復旧と都市の復興等について定める。
第5部 南海トラフ地震 防災対策推進計画	南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める。

3 災害時初動マニュアル

本計画に定める対策の実施に関し、災害時初動マニュアルを策定する。また本マニュアルは毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

4 計画の習熟

本市及び防災関係機関等は、平常時から調査・研究、教育・研修、訓練等により、この計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

6 計画の周知

この計画は、平常時から訓練、研修、広報その他の方法により、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民・事業者にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

第2章 地勢及び気象

1 地勢

豊後高田市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、東経 131° 26′、北緯 33° 33′、東西の距離 17.1km、南北の距離 23.2km、総面積 206.24 k m²である。

北は周防灘に面し、西は宇佐市、東は国東市、南は杵築市とそれぞれ接している。また、大分市まで約 60km、北九州市まで約 90km で、両市に比較的近い距離にあり、豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内式気候に属している。

2 地形

(1) 河川

市内の主要な河川は、高田地区には桂川、真玉地区には真玉川、香々地地区には竹田川が走り、それぞれ周防灘に注がれ河口付近に市街地が形成されている。

さらに、高田地区には農業用ダムが2箇所（並石ダム、丸山ダム）あり、農地の灌がい用水源として大切な役割を果たしている。

(2) 地形

東部から南部にかけては、ハジカミ山、尻付山、両子山や日本三叡山に数えられる西叡山等の山々が連なり、国東半島のほぼ中央の両子山から放射線状に谷や峰々が伸びた地形となっており、その谷間に耕地や集落が形成されている。また、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園を擁し、山間部及び海岸部の自然景観や農村集落景観、六郷満山ゆかりの史跡等、豊かな自然と歴史文化などの地域資源が豊富である。

3 地質

豊後高田市の地質を地史上の古い順を見ていくと、次のとおりである。

(1) 鮮新世

凝灰角礫岩等から成る火山砕屑物岩層である耶馬溪層上部層が両子山周辺、南西部の田原山地にかけて分布している。この地層は、浸食を受けやすく、岩峰・急崖などを中心とした耶馬溪式景観を呈し、田染耶馬や天念寺耶馬、夷耶馬と呼ばれる景勝地を形成している。

また、市の東北東にある屋山（八面山）は、筑紫溶岩系の鷲ノ巣岳溶岩により、メサと呼ばれる地形を成し、市の南東部にある西叡山、華岳なども、屋山と同じくメサ・ビュート状の山容を呈しているが、これらは鹿鳴越式溶岩によって形成されている。

(2) 洪積世

礫、砂及び泥から成る沖積層は、桂川、真玉川、竹田川などの流域に分布し、谷底平野を形成している。また、高田、真玉地区の周防灘に面した一部では、干拓地が形成され畑や水田に利用されている。

4 気象条件

夏季は降水量が少なく晴れの日が多いため瀬戸内式気候に、冬季は曇りや雨、雪の日も多いため日本海式気候に近い気候となる。

2018年から2022年までの間の年間降水量の平均は、およそ 1,364mm で、6月～10月頃に多い梅雨・台風型の降水パターンとなっている。冬季は、降雪によって路面が凍結することもある。

台風以外の大雨は、秋雨前線・梅雨前線あるいは低気圧によるものとなっている。また、大気が不安定な時に起こる雷雨も、総雨量は少ないものの短時間で集中して降る場合もある。

第3章 県内に被害を及ぼした地震・津波

1 地震による災害

県内に被害を及ぼした地震は、表1のとおりである。

災害の原因となった地震には、南海トラフや日向灘で発生したもの（海溝型地震）、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生したと考えられるもの（活断層による地震）及びこれらの地震以外の地震がある。特に被害を及ぼした地震の震源は、伊予灘、別府湾、豊後水道、日向灘、南海道沖及び県内の臼杵－八代構造線と中央構造線及び別府－島原地溝帯の活断層が分布する領域である。近年では、昭和50年（1975年）に大分県中部を震源とする地震が発生し、庄内町、湯布院町等に家屋倒壊等の大きな被害を及ぼしている。また、平成28年（2016年）には、大分県中部を震央とする地震が発生し、別府市、由布市等に家屋倒壊等の被害を及ぼしている。

表1 県内に被害を及ぼした地震

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
679年 (天武7)	筑紫 M=6.5~7.5	五馬山が崩れ、温泉がところどころに出たが、うち1つは間歇泉であったと推定される。
1498年7月9日 (明応7)	日向灘 M=7.0~7.5	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	別府湾 M=7.0±1/4	高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内(大分)、佐賀関で家屋倒れ。津波(4m)により大分付近の村里はすべて流れる。
1698年10月24日 (元禄11)	大分 M=6.0	府内城の石垣壁崩れる。岡城破損
1703年12月31日 (元禄16)	油布院※、庄内 M=6.5±1/4	領内山奥22の村で家潰273軒、破損369軒、石垣崩れ1万5千間、死者1、損馬2。油布院※、大分郡26の村で家潰580軒、道筋2~3尺地割れ。豊後頭無村人家崩れ、人馬死あり。
1705年5月24日 (宝永2)	阿蘇	岡城内外で破損多し。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	五畿七道 M=8.4	我が国最大級の地震の1つ。被害は駿河、甲斐、信濃、美濃、紀伊、近江、畿内、播磨、富山、中国、四国、九州に及ぶ。特に、東海道、伊勢湾、紀伊半島の被害がひどかった。県内で大分、木付、鶴崎、佐伯で震度5~6であった。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に来襲した。
1749年5月25日 (寛延2)	伊予宇和島 M=6 3/4	大分で千石橋破損。
1769年8月29日 (明和6)	日向、豊後 M=7 3/4 ±1/4	震源は佐伯湾沖で大分、臼杵、佐伯で震度6、国東で震度5。佐伯城石垣崩れ、城下で家破損。臼杵で家潰531軒、半潰253軒。大分で城内の石垣崩れ8、楼門破損、家潰271軒
1854年12月23日 (安政元) 安政東海地震	東海、東山、 南海諸道 M=8.4	被害は伊豆から伊勢湾に及んだ。県内ではゆれを感じた。
1854年12月24日 (安政元) 安政南海地震	畿内、東海、 東山、北陸、 南海、山陰、 山陽道 M=8.4	前日発生した安政東海地震の32時間後に発生した。被害のひどかったのは紀伊、畿内、四国であった。県内では、別府で震度5~6であった。府内藩で家潰4546軒、死者18、臼杵藩で家潰500軒。津波は佐伯で2m
1854年12月26日 (安政元)	伊予西部 M=7.3~7.5	鶴崎で家潰100軒
1855年8月6日 (安政2)	杵築	城内破損
1855年12月11日 (安政2)	豊後立石	家屋倒壊多し。

地震・津波対策編
第1部 総則
第3章 県内に被害を及ぼした地震・津波

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
1857年10月12日 (安政4)	伊予、安芸 M=7.1/4±0.5	鶴崎で家屋倒壊3
1891年10月16日 (明治24)	豊後水道 M=6.3	豊後東部の被害がひどく、家屋、土蔵の亀裂、瓦の墜落あり。
1898年12月4日 (明治31)	九州中央部 M=6.7	大分で古い家・蔵の小破
1899年11月25日 (明治32)	日向灘 M=7.1、6.9	土蔵、家屋の破損あり。鶴崎で土蔵潰2。長洲町、杵築町で土蔵破壊
1909年11月10日 (明治42)	宮崎県西部 M=7.6	南部の沿岸地方で壁の亀裂、瓦の墜落、崖崩れがあった。
1916年3月6日 (大正5)	大分県北部 M=6.1	大野郡三重町、直入郡宮砥村で碑が倒れた。
1921年4月19日 (大正10)	佐伯付近 M=5.5	数日前の降雨により緩んだ崖が崩れ、津久見、臼杵間で機関車が脱線
1939年3月20日 (昭和14)	日向灘 M=6.5	佐伯、蒲江、津久見、臼杵町で家屋の壁の落下、土地の亀裂などの小被害
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M=7.2	沿岸部で多少の被害があった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	東海道沖 M=8.0	被害は西日本の太平洋側、瀬戸内に及んだ。津波も発生し、房総半島から九州沿岸を襲った。県内では震度3～5、津波は約1mであった。被害は死者4、負傷10、建物倒壊36、半壊91、道路の破損8
1947年5月9日 (昭和22)	日田地方 M=5.5	日田町、中川村、三芳村で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、道路損壊、墓石転倒などの被害があった。
1968年4月1日 (昭和43) 日向灘地震	日向灘 M=7.5	被害の大きかったのは高知県と愛媛県であった。県内では負傷1、道路損壊3、山崩れ3。津波が発生した。
1968年8月6日 (昭和43)	愛媛県西方沖 M=6.6	県内では、家屋全焼1、破損1、道路損壊2、山崩れ4
1975年4月21日 (昭和50) 大分県中部地震	大分県中部 M=6.4	湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で5、大分4、日田、津久見3であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。主な被害は次のとおり。(大分県災異誌等による) 庄内町 負傷5、建物全壊31、半壊39、道路破損57、崖40 九重町 負傷11、建物全壊41、半壊34、道路破損84、崖98 湯布院町 負傷6、建物全壊0、半壊24、道路破損21、崖36 直入町 建物全壊5、半壊18、道路破損16、崖4など
1983年8月26日 (昭和58)	国東半島 M=6.6	国東半島を震源とし、大分、日田で震度3。中津市で民家が傾き、大分市では一時的に停電4万戸
1984年8月7日 (昭和59)	日向灘北部 M=7.1	大分で震度4、日田で震度3。大分市、佐伯市でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損がみられた。岡城址では三の丸跡に亀裂が生じた。
1987年3月18日 (昭和62)	日向灘中部 M=6.6	大分で震度4、日田で震度3。竹田市、三重町で崖崩れ発生
1989年11月16日 (平成元)	大分県北部 M=4.8	大分で震度3。日出町でガラスが割れる程度の被害
2001年3月24日 (平成13) 芸予地震	安芸灘 M=6.7	上浦町で震度5弱。県内で道路被害1箇所、ガス被害1戸
2002年11月4日 (平成14)	日向灘 M=5.9	蒲江町、鶴見町で震度5弱。国見町でトンネルコンクリート片落下1箇所、佐伯市で窓ガラス1枚破損

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
2005年3月20日 (平成17)	福岡県北西沖 M=7.0	中津市三光で震度5弱。中津市、日田市で水道施設被害 中津市で住家一部破壊2棟
2006年6月12日 (平成18)	大分県西部 M=6.2	佐伯市で震度5弱。佐伯市で住家1棟、豊後大野市で住家2棟の一部破損の被害
2006年9月26日 (平成18)	伊予灘 M=5.3	国東市、臼杵市、佐伯市で震度4。臼杵市で住家2棟の一部破損。 佐伯市で落石2箇所、通行止め1箇所発生
2007年6月6日 (平成19)	大分県中部 M=4.9	別府市、国東市、杵築市、日出町で震度4。大分市で重傷者 1名。別府市で水道管からの漏水3棟の被害
2007年6月7日 (平成19)	大分県中部 M=4.7	別府市で震度4。別府市で住家1棟が一部破損の被害
2009年6月25日 (平成21)	大分県西部 M=4.7	日田市、中津市で震度4。中津市で住家1棟が一部破損の被害。 日田市、中津市で道路に落石が発生
2014年3月14日 (平成26)	伊予灘 M=6.2	国東市、姫島村、臼杵市、佐伯市で震度5弱。大分市、佐伯市 で軽傷者各1名。県内で住家41棟が一部破損。
2015年7月13日 (平成27)	大分県南部 M=5.7	佐伯市で震度5強。臼杵市、豊後大野市で軽傷者3名。県内で 住家被害3件。
2016年4月16日 (平成28) 熊本地震	大分県中部 M=5.7	別府市、由布市で震度6弱、全市町村で震度4以上を観測。 人的被害:災害関連死(災害弔慰金法に基づき災害が原因で死 亡したと認められた方)が3名、重傷者11名、軽傷者22名。 住家被害:全壊9棟、半壊222棟、一部損壊8,062棟。 道路被害:216件(国道17件、県道38件、市町村道等159件)
2022年1月22日 (令和4年) 日向灘地震	日向灘 M=6.6	大分市、竹田市、佐伯市で震度5強。負傷者6名 県内で建物被害6件。岡城跡の石垣一部崩落。

※当時の標記

日本被害地震総覧 [416] - 2001、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

2 津波による災害

県内に被害を及ぼした津波は、表2のとおりである。

県内では、南海トラフで発生した1707年の宝永地震、1854年の安政南海地震、及び1946年の南海地震並びに別府湾で発生した1596年の慶長豊後地震並びに日向灘で発生した地震等によって津波が来襲した履歴がある。

南海トラフで発生した地震による津波は、東海道から四国にかけて大きな被害を及ぼしており、大分県でも、1707年の宝永地震が過去最大の地震と位置づけられている。この地震では、佐伯市米水津の養福寺で11.5mなど歴史的古文書の記録から津波の到達した高さが推定されている。

表2 県内に被害を及ぼした津波（県内で観測した津波）

発生年月日	津波発生地域	県内の被害の概要
684年11月29日 (天武13)	南海道沖 M=8 1/4	
1361年 (正平16)	南海道沖 M=8.4	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	伊予灘 M=7.0±1/4	別府湾で発生。大音響とともに海水が引いたのち大津波が来襲。大分付近の村はすべて流失。佐賀関では田畑60余町歩流失
1605年2月3日 (慶長9) 慶長地震	室戸岬沖、東海沖 M=7.9	房総から九州にいたる太平洋岸に押し寄せた。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	紀伊半島沖 M=8.4	伊豆半島から九州までの太平洋沿岸、大阪湾、播磨、伊予灘に来襲した。県内での津波の高さは佐伯市米水津の養福寺で11.5mと推定され、臼杵では南津留荒田川付近まで津波が到達したとの記録がある。
1769年8月29日 (明和6)	日向灘 M=7.4	臼杵で汐入田2,666歩、水死者2人、海水の上下が見られた。津波の高さは2~2.5mと推定される。佐伯高潮被害
1854年12月24日 (嘉永7) 安政南海地震	紀伊半島沖 M=8.4	津波は伊豆半島から九州、サンフランシスコまで及んだ。被害は紀伊半島から四国がひどかった。県内での津波の高さは、佐伯で2mと推定される。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M=7.2	津波の高さは、津久見で35cm、佐伯では10cmであった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	紀伊半島沖 M=8.0	津波は房総半島から九州にいたる沿岸を襲った。県内での津波の高さは、別府で70cm、大分で80cm、大野川で40cm、臼杵で40cm、佐伯で1mであった。
1960年5月23日 (昭和35) 刊地震津波	刊沖 M=9.5	津波の高さは、中津で40cm、鶴崎で134cmであった。
1961年2月27日 (昭和36)	日向灘 M=7.0	大分県では被害がなかった。津波の高さは、佐伯で10cm、蒲江で15cmを記録した。
1968年4月1日 (昭和43) 日向灘地震	日向灘 M=7.5	愛媛、高知、大分、宮崎、熊本の各県で被害があった。津波の高さは、TP上では竹之浦で1.26m、蒲江で0.96m、検潮記録による最大全振幅では大分(鶴崎)22cm、佐賀/関12cm、臼杵135cm、津久見62cm、佐伯65cm、蒲江240cmであった。
1969年4月21日 (昭和44)	日向灘 M=6.5	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で15cmであった。
1970年7月26日 (昭和45)	日向灘 M=6.7	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で38cm、佐伯で18cmであった。
1972年12月4日 (昭和47)	八丈島東方沖 M=7.2	津波の高さは、蒲江で18cmであった。
2010年2月27日 (平成22)	刊中部沿岸 M=8.8	南米刊で大きな被害、日本では三陸沿岸の養殖施設に被害が発生したが、大分県内には被害はなかった。津波の高さは、別府港で41cm、大分で30cmであった。
2010年12月22日 (平成22)	父島近海 M=7.4	津波の高さは、佐伯市松浦で5cmであった。
2011年3月11日 (平成23) 東北地方太平洋沖地震	三陸沖 M=9.0	東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測、甚大な被害となった。大分県内では養殖施設8、定置網2、標識灯1の被害があった。津波の高さは、別府港で55cm、大分で42cm、佐伯市松浦で43cmであった。

「日本被害津波総覧第2版」、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

第4章 地震・津波の想定

1 想定する地震・津波

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を受けて、大分県防災対策推進委員会（平成24年4月30日までは大分県地域防災計画再検討委員会）有識者会議・被害想定部会の意見を踏まえて行った平成24年度大分県津波浸水予測調査及び平成31年公表版地震被害想定調査に基づき、次の地震・津波を想定する。

なお、本市においては、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進する。

- (1) 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動と日向灘への震源域の拡大。平成24年8月29日に内閣府が公表したモデルケース11）
- (2) 周防灘断層群(主部)（周防灘断層群主部による地震）

2 地震動及び発生確率

対象地震	最大震度	発生確率（％）	
		30年以内	50年以内
南海トラフ巨大地震	5弱	70～80％	90％程度以上
周防灘断層群(主部)	6強	2～4％	7～10％

3 最大津波高・津波到達時間

- (1) 南海トラフ巨大地震

地点名	最大津波高 (地殻変動後)	最大津波高 到達時間
高田港	2.77m	3時間9分
真玉町浜下	2.77m	5時間36分
香々地町見目	2.80m	5時間43分

- (2) 周防灘断層群(主部)

地点名	最大津波高 (地殻変動後)	最大津波高 到達時間
高田港	2.29m	28分
真玉町浜下	2.69m	19分
香々地町見目	3.09m	13分

4 人的被害想定

- (1) 南海トラフ巨大地震

時間帯	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
冬5時	343	0	106	206
夏12時	301	0	37	71
冬18時	325	0	47	91

- (2) 周防灘断層群(主部)

時間帯	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
冬 5 時	450	0	116	225
夏 12 時	432	0	62	121
冬 18 時	452	0	73	143

5 建物被害想定

(1) 南海トラフ巨大地震

全壊・焼失	半壊	床上浸水	床下浸水
142	532	921	402

(2) 周防灘断層群(主部)

全壊・焼失	半壊	床上浸水	床下浸水
217	692	770	407

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市（市長、消防機関、教育委員会）

本市は、第1段階の防災関係機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたるものとする。

- (1) 防災会議に関する事。
- (2) 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- (3) 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関する事。
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達等に関する事。
- (5) 被害状況の調査報告に関する事。
- (6) 消防、水防、その他の応急措置に関する事。
- (7) 居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示等に関する事。
- (8) 被災者の救難、救助、その他の保護に関する事。
- (9) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事。
- (10) 所管施設及び設備の応急復旧に関する事。
- (11) 防災に関する調査研究、教育及び訓練に関する事
- (12) 市域における公共団体及び住民の防災組織の育成指導に関する事
- (13) 地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する応急対策の調整に関する事
- (14) その他防災に関し、所掌すべき事。

2 大分県（知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局）

県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し、必要な防災上の指示、勧告を行うものとする。

- (1) 県防災会議に関する事。
- (2) 災害対策本部を設置し、県の地域に係る防災の推進を図ること。
- (3) 被害状況の収集調査に関する事。
- (4) 水防その他の応急措置に関する事。
- (5) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事。
- (6) 県営ダム等の防災管理に関する事。
- (7) 緊急輸送車両の確認に関する事。
- (8) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。
- (9) 所管施設及び設備の応急復旧に関する事。
- (10) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関する事
- (11) その他防災に関し、県の所掌すべき事。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村の処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行うものとする。

- (1) 九州管区警察局
 - ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事。
 - イ 広域的な交通規制の指導調整に関する事。
 - ウ 災害時における他管区警察局との連携に関する事。
 - エ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。
 - オ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。
 - カ 災害時における警察通信の運用に関する事。
- (2) 九州財務局（大分財務事務所）
 - ア 公共事業等被災施設査定の立会いに関する事。
 - イ 地方公共団体に対する災害融資に関する事。

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の

- ウ 災害における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。
 - エ その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
- (3) 九州厚生局
- ア 被害状況の情報収集、通報に関すること。
 - イ 災害時における関係職員の現地派遣に関すること。
 - ウ 災害時における関係機関との連絡調整に関すること。
 - エ その他防災に関し、厚生局の所掌すべきこと。
- (4) 九州農政局（大分支局）
- ア 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の応急復旧に関すること。
 - イ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること
 - ウ 主要食料の安定供給対策に関すること。
 - エ その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
- (5) 九州森林管理局（大分森林管理署、大分西部森林管理署）
- ア 国有林野の治山事業の実施に関すること。
 - イ 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。
 - ウ 国有災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。
 - エ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと。
- (6) 九州経済産業局
- ア 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。
 - イ 被災した商工業・鉱業の事業者に対する融資あっせんに関すること。
 - ウ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべきこと。
- (7) 九州産業保安監督部
- ア 鉱山における災害の防止に関すること。
 - イ 鉱山における災害時の応急対策に関すること。
 - ウ 危険物等の保全に関すること
 - エ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。
- (8) 福岡管区气象台（大分地方气象台）
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報等の適時・的確な防災関係機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。
 - ウ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。
 - エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。（活動に当たっては大分県や各市町村、その他の防災関係機関との連携に配慮する。）
 - カ 気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。
- (9) 第七管区海上保安部（大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署）
- ア 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
 - イ 災害に関する情報収集及び関係機関等との連絡調整に関すること。
 - ウ 地震・津波警報等の伝達に関すること。
 - エ 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
 - オ 流出油・有害液体物質の防除指導に関すること。
 - カ 海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に関すること。
 - キ 犯罪の予防・治安の維持等に関すること。
 - ク その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。
- (10) 大阪航空局（大分空港事務所）
- ア 航空法及び空港法に基づく空港の整備又は施設の拡充、強化に関すること。
 - イ 航空保安施設の整備点検及び施設の耐震補強に関すること。
 - ウ 航空機捜索救難業務の強化並びに、関係行政機関との協調に関すること。

- エ 航空機の安全運航の向上に関すること。
 - オ 航空機災害に対する消火救難業務の拡充強化及び訓練の実施に関すること。
 - カ その他防災に関し、空港事務所の所掌すべきこと。
- (11) 九州運輸局（大分運輸支局）
- ア 陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者に協力要請を行うこと。
 - イ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。
 - ウ 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。
 - エ 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。
 - オ 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。
 - カ その他防災に関し運輸支局の所掌すべきこと。
- (12) 九州地方整備局（別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、山国川河川事務所、延岡河川国道事務所）
- ア 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること。
 - イ 直轄国道の整備、管理及び防災に関すること。
 - ウ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。
 - エ 高潮、津波災害等の予防に関すること。
 - オ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の協定に基づく応援に関すること
 - カ その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。
- (13) 九州総合通信局
- ア 非常通信体制の整備に関すること。
 - イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
 - ウ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出しに関すること。
 - エ 災害時における電気通信の確保に関すること。
 - オ 非常通信の統制、管理に関すること。
 - カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
- (14) 大分労働局
- ア 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
 - イ その他防災に関し、労働局の所掌すべきこと。
- (15) 国土地理院九州地方測量部
- ア 地殻変動の監視に関すること。
 - イ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。
 - ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
- (16) 九州地方環境事務所
- ア 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること。
 - イ 環境監視体制の支援に関すること。
 - ウ 災害廃棄物等の処理対策に関すること。
- (17) 九州防衛局
- ア 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整

4 自衛隊

- (1) 災害時における人命救助、消防、水防に関すること及び被災地域への医療、防疫、給水、災害通信に関すること。
- (2) 災害復旧における道路の応急復旧に関すること。
- (3) その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。

- (1) 九州旅客鉄道株式会社（大分支社）
 - ア 鉄道施設等の防災、保全に関すること。

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の

- イ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。
- (2) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）
 - ア 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
 - イ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
- (3) 西日本電信電話株式会社（大分支店）
 - 電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関すること。
- (4) KDD I 株式会社（九州総支社）
 - 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。
- (5) 株式会社NTTドコモ 九州支社
 - 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。
- (6) 日本銀行（大分支店）
 - ア 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
- (7) 日本赤十字社（大分県支部）
 - ア 医療救護に関すること。
 - イ 救援物資の備蓄と配分に関すること。
 - ウ 災害時の血液製剤の供給に関すること。
 - エ 義援金の受付と配分に関すること。
 - オ その他災害救護に必要な業務に関すること。
- (8) 日本放送協会（大分放送局）
 - ア 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。
 - イ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
- (9) 日本通運株式会社（大分支店）
 - 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
- (10) 九州電力株式会社（大分支社）
 - ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。
 - イ 災害時における電力供給確保に関すること。
 - ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (11) 西日本高速道路株式会社（九州支社）
 - 管理する道路等の整備・改修に関すること。
- (12) 日本郵便株式会社（大分中央郵便局）
 - ア 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
 - イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - (エ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。
 - (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。
 - (カ) 通信病院による医療救護活動に関すること。
 - (キ) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請に関すること。
 - (ク) その他防災に関し、郵政局の所掌すべきこと。
- (13) ソフトバンク株式会社
 - 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。
- (14) 楽天モバイル株式会社（九州営業部）
 - 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項につい

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の

て県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

- (1) 株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社
気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。
- (2) 公益社団法人大分県トラック協会
ア 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
イ 災害時における輸送・物流に関する専門知識を有するものの派遣協力に関すること
- (3) 一般社団法人大分県バス協会、大分交通株式会社、大分バス株式会社、日田バス株式会社、亀の井バス株式会社
ア 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。
イ 災害時における輸送線路及び施設の確保に関すること。
- (4) 一般社団法人大分県医師会
災害時における助産、医療救護に関すること。
- (5) 大分瓦斯株式会社
ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。
イ 災害時におけるガス供給確保に関すること。
ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (6) 一般社団法人大分県エルピーガス協会
ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。
イ 災害時におけるガス供給確保に関すること。
ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (7) 一般社団法人大分県歯科医師会
災害時における医療救護及び被災者の特定等に関すること。
- (8) 有限会社大分合同新聞社、株式会社朝日新聞社大分支局、一般社団法人共同通信社大分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社大分総局、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社大分支局、株式会社読売新聞社大分支局
気象予警報、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。
- (9) 公益社団法人大分県看護協会
ア 災害時における助産、災害看護に関すること。
イ 災害後の要援護者の支援に関すること。
- (10) 一般社団法人大分県地域婦人団体連合会
災害時における女性の福祉の増進に関すること。
- (11) 公益社団法人大分県薬剤師会
災害時における医療救護及び医薬品の供給への支援に関すること。
- (12) 一般社団法人大分県建設業協会
ア 災害時における道路啓開に関すること
イ 公共土木施設等の災害応急対策に関すること
- (13) 太平洋セメント株式会社大分工場
災害時における災害廃棄物処理に関すること
- (14) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会
ア 災害ボランティアに関すること。
イ 避難行動要支援者への支援に関すること。
ウ 生活福祉資金の貸付に関すること。

7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第2部 災害予防

- 第1章 災害予防の基本指針
- 第2章 災害に強いまちづくり
- 第3章 災害に強い人づくり
- 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第1章 災害予防の基本指針

災害予防の基本的な考え方

豊後高田市において地震・津波災害から市民の生命・財産の安全を確保するための災害予防対策は、大別して「災害に強いまちづくりのための対策」「災害に強い人づくりのための対策」「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。

このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限にするために事前に措置すべきソフト対策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

市では「国土強靱化計画」や「豊後高田市津波防災地域づくり推進計画」等をもとに対策を推進する。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも限界がある。ここでいう「災害に強いまちづくり」とは、被害を未然に防止するとともに、発生したとしても被害を最小限に止め、その後の復旧・復興を迅速に推進するための対策である。

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や市民の災害対応力・防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動・対応がとれるようにするための対策である。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するのに必要な、活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。

第2章 災害に強いまちづくり

- 第1節 被害の未然防止
- 第2節 災害危険区域等の対策
- 第3節 地域の防災環境整備
- 第4節 建築物等の安全性の確保
- 第5節 公共施設等の災害予防
- 第6節 社会資本の老朽化対策

災害に強いまちづくりの基本的な考え方

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、港湾、砂防その他公共施設の維持管理を適切に行うとともに、治山事業、治水事業、港湾事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の保全事業、都市の防災対策事業及び道路の地震対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置づけられる。

第1節 被害の未然防止

災害から市民の生命、身体、財産を保護し、被害を未然に防止するための防災対策事業は、おおむね以下のように推進するものとする。

1 河川災害防止対策

(1) 基本方針

従来、市内の河川法（昭和39法律第167号）適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されているが、通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。

そのため、必要に応じて河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を行う。

事業実施については、地盤沈下が顕著な地域などの勘案や、緊急時の消火、生活用水としての確保、津波防災施設の計画的な整備及び点検を行うとともに、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、地震災害時の河川堤防及び海岸堤防の決壊・漏水に備えた施設の維持管理においては、必要に応じて耐震化を図りつつ風水害時に備えた施設のものと同様とし、情報連絡手段の整備を推進するものとする。

(2) 管理上の措置

市が管理する河川において、大津波警報や津波警報等が解除され安全を確認した後に、河川施設の巡視を実施して状況を把握し、状況に応じて応急対策の措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は中断等の措置をとる。

2 海岸保全対策

(1) 基本方針

大分県は海岸の長さや形状から、地震時の津波の影響を受けやすい特質がある。これまで、主に、台風・高潮等を念頭にした海岸保全事業により、海岸堤防等の築堤を漸次進捗してきた。今後、大規模な地震災害が発生した場合に備えて、人口・資産が集中した地域など必要な箇所において耐震対策、液状化対策、老朽化対策や安全情報伝達施設の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を促進する。

今後の津波対策については、発生頻度は極めて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、大規模な津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定し、前者については市民の生命を守ることを最優先とし、市民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて市民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

(2) 管理上の措置

従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、以下に示す事業を推進するものとする。

ア 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施

津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、防潮堤、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の

津波防災施設については耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

イ 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

地震・津波発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実にを行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、強い地震（震度4程度以上）を感じた時、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時、または、地震を感じなくとも津波警報が発表された時は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し、津波到達時間までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施することを踏まえ、水門等の閉鎖に係る作業員の安全確保に配慮するものとする。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする

3 港湾・漁港整備対策

(1) 基本方針

港湾・漁港は、地震・津波災害時の市民の避難や救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、県北地域では、拠点港として中津港が位置づけられている。

津波災害の恐れのある区域については、後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努めるものとする。

(2) 管理上の措置

港湾・漁港は、地震災害時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送拠点となることから、重点的に施設の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等の事業を推進するものとする。

4 道路整備対策

(1) 基本方針

道路は、市民の生活と産業活動の基礎施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮する。

特に、風水害に比較して地震・津波災害は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定されることにかんがみ、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。

地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するための諸施策は、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備等により災害要因を除去するとともに、土砂災害発生監視装置などの整備や連絡・警戒・避難体制の確立に努めるものとする。

(2) 管理上の措置

ア 津波警報等の情報、ドライバーのとるべき措置を道路利用者に伝達する。

イ 交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じて工事中の道路における工事の中断等の措置を講ずる。

ウ 災害発生後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集を実施する。

エ 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備について連絡、確認する。

オ 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握する。

カ 警察本部、防災関係機関と連携協力し、必要な応急対策の措置を講ずる。

5 農地防災対策

(1) 基本方針

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用

排水施設等を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、県及び市において、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図るものとする。

また、地震等の緊急時に消防水利・生活水利の代替として、水路、ため池等の農業用水の効果的な利用を図るため農業水利施設の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

(2) 管理上の措置

地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。

また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。

さらに、地震等災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸水柵、給水栓及びアクセス施設等の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

6 情報伝達対策

(1) 基本方針

市は、被害を未然に防止する津波警報等の情報の迅速な伝達を行うため、Jアラート（全国瞬時警報システム）を導入しており、ケーブルネットワークとの連携など情報伝達手段の多重化を推進するものとする。加えて、市民側においても告知端末の設置、防災メールの登録など多数の情報収集手段を保持する必要があるため、広報等を利用し、普及に努める。

第2節 災害危険区域等の対策

地震に関する災害危険区域及び災害予想危険箇所等並びに津波による人的被害を防止するための津波災害（特別）警戒区域（以下「災害危険区域等」という。）における対策は、この節で定めるところによって実施する。

県及び市は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域（豊後高田市地域防災計画「風水害等対策編」に示す急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域、また津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害（特別）警戒区域）や、地盤振動、液状化、斜面崩壊その他の災害予想箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、関係市民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

第3節 地域の防災環境整備

県及び市は、地震・津波に強いまちづくりを推進するため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る。

また、都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減させるため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災的土地利用の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用が図れるよう、新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、防災に配慮した都市の安全性の向上を図る。

また、特に土砂災害の危険性の高い地域での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

2 都市の防災構造化

(1) 都市の防災構造化に関する基本指針

都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべく、道路・公園、河川・港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、緊急避難場所（避難地）、避難路、避難誘導標識等の整備を推進する。

(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 都市基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山間部などの溪流・斜面等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を実施する。

ウ 緊急避難場所（避難地）・避難路の確保・誘導標識等の設置

緊急避難場所（避難地）となる高台ならびに公園や広場等のオープンスペースの整備、確保を図るとともに、避難誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ 電線共同溝等の整備

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、都市・地域生活の根幹をなす電線類（電力線・電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、電線管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝を整備し、道路の無電柱化を進める。

オ 防災拠点の確保・整備

都市公園について、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能を高める。

また、大規模災害時における市の防災拠点として、中核工業団地丘の公園、高田市民グラウンド、長崎鼻リゾートキャンプ場を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート、④災害時に必要となる非常用食料及び各種資機材の備蓄機能、⑤備蓄品及び全国から集積する救援物資の避難所等への仕分・輸送拠点機能を配置する。今後、各機能の配置や必要となる設備等の検討を進めるとともに、本庁舎が被災し、使用できない場合の代替災害対策本部場所としての検討を行う。

3 地震火災の予防

(1) 地震火災予防事業の基本方針

地震により発生する火災の防止を前提とした事業として、今後予想される大規模地震の発生に際して、特に、地震火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

ア 建築物や公共施設の不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、これらの不燃化を推進することができる。土地利用の変化や建物の更新状況を見ながら、規制誘導を検討していく。

イ 消火活動困難地域の解消

狭あい道路について、避難路や緊急車両通行道路として利用できるよう拡幅整備に取り組む。

ウ その他の地震火災防止のための事業

耐震性貯水槽等を計画的に整備し、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震により発生する火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

ア 防火、準防火地域の指定

建築物の集積度の高い商業地域及び近隣地域については、防火地域又は準防火地域の指定について検討する。

イ 耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるように、各種事業により、市街地における消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

第4節 建築物等の安全性の確保

建築物の災害予防施設に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び同法に基づく「豊後高田市住宅・建築物耐震改修促進計画」の的確な施行により、公共施設及び一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、がけ地の崩壊等による危険から市民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域による住宅等の建築制限を行う。

1 公共施設の安全性確保

(1) 公共施設に関する事業の基本方針

市・消防・警察等の施設をはじめ、災害拠点病院等医療機関、学校、公民館等の救護・避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の安全性を確保する。

(2) 公共施設に関する事業の実施

市及び県等は、所管施設について、以下の対策を講ずるものとする。

ア 耐震性の確保

新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

特に、発災時、災害対応の拠点となる庁舎や避難所施設等の耐震化対策が必要である。

イ 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。

ウ 非常用電源設備等の整備

自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。

エ 津波浸水対策

できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化の推進に努める。

また、浸水の恐れのある場所に非常用電源設備がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

庁舎や教育施設等は、災害対策本部の設置や避難場所等になる重要な施設であり、その対策の充実を図るものとする。

ア 災害対策本部等がおかれる庁舎等の措置

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 教育施設の措置

- (ア) 学校教育施設（幼稚園、小・中学校施設）
市内全小中学校は耐震化率100%を達成しており、老朽化等に対応した計画的な施設整備を行う。
 - (イ) 社会教育施設（文化施設・社会体育施設）
避難施設に指定されている公民館等の施設上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、適切な措置を講じる。
 - (ウ) 給食調理場施設
非常食を提供する重要な施設であるため、定期的な点検を実施する。
- (4) 管理上の措置
- 市等が管理する庁舎、会館、学校等の不特定多数の者が利用する施設の管理上の措置はおおむね次のとおりとし、具体的な措置内容は、施設ごとに定めるものとする。
- ア 各施設に共通する事項
- (ア) 津波警報時の来場者等への情報伝達
 - a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討する。
 - b 緊急避難場所（避難地）や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示する。
 - (イ) 来訪者等の安全確保のための退避等の措置
 - (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止の措置
 - (エ) 出火防止の措置
 - (オ) 水、食料等の備蓄
 - (カ) 消防用設備の点検、整備
 - (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備
- イ 個別事項
- (ア) 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (イ) 学校等にあつては、次の措置をとるものとする
 - a 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置
 - c 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

2 一般建築物の安全性確保

- (1) 一般建築物に関する事業の基本方針
 - ア 住宅をはじめ、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する集会所、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。
 - イ 地震発生時に通行を確保すべき道路である「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化を促進する。
- (2) 一般建築物に関する事業の実施
 - ア 耐震性の確保
施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に、旧耐震基準で建

てられた木造住宅については、耐震診断や改修を促進するための助成等を実施する。

イ 非構造部材等の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。

ウ 津波に対する安全性の確保

津波避難ビル等の施設管理者は、施設の適切な維持管理を通じて、津波に対する建築物の安全性の確保を図る。

3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保

(1) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針

不特定多数の者が観賞等を目的とした利用を行う文化財構造物及び公開・収蔵施設については、耐震診断により、これらの耐震化を推進する。

(2) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施

文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

第5節 公共施設等の災害予防

上・下水道、電力、ガス、交通、通信等のライフライン施設は、生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずるものとする。

1 上・下水道施設の災害予防

(1) 上下水道施設災害予防事業の基本方針

上・下水道施設は、市民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

(2) 上・下水道施設の災害予防事業の実施

ア 上水道

各水道事業者における水道施設の整備については、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。

イ 下水道

新設の下水道施設については、建設当初の段階から耐震性及び耐浪性を確保する。また、既設下水道施設については、耐震性及び耐浪性の向上を図るために、地震・津波時において、下水道が有すべき機能の必要度や緊急度に応じて段階的な整備目標を設定し、耐震化・耐浪化の促進に努める。

2 港湾・漁港施設の災害予防

(1) 港湾・漁港施設災害予防事業の基本方針

港湾・漁港施設は、大規模な地震災害発生時の緊急物資及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、海上輸送拠点としての機能が発揮できるよう岸壁等の耐震化の推進に努める。

(2) 港湾・漁港施設災害予防事業の実施

対象地域の拠点港湾・漁港及びこれを補完する港湾・漁港を位置づけ、耐震性を強めた施設（岸壁等）の整備を進める。なお、施設自体の地震、津波、液状化等による被害を防止するため

の施設整備計画は「第1節 被害の未然防止事業の推進」による。

3 道路施設の災害予防

(1) 道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、災害活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害発生時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

なお、道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性の確保に努める。

(2) 道路施設災害予防事業の実施

ア 国・県・市

道路施設の重要度に応じて、既存道路施設の耐震性の向上のための補強対策を実施する。

(ア) 道路の整備

地震災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路については、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進する。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土について道路防災点検」を実施し、この結果に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を実施する。

(イ) 橋梁の整備

地震災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査を実施し、調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。

(ウ) 横断歩道橋の保守

地震災害発生時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋の点検調査を実施し、補修等の対策を行う。

(エ) トンネルの整備

地震災害発生時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについては、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要である箇所について、トンネルの補強を実施する。

イ 西日本高速道路株式会社及び国土交通省

(ア) 西日本高速道路株式会社が管理する道路については、パトロール等により、道路状態を点検・調査し、各部の損傷に備え、必要な予防措置を講ずる。

(イ) 地震災害発生時に備え、運転者の減速・停止位置等の安全運転の心得を広報しておくとともに、情報板による「通行止」「速度規制」「走行注意」等の表示、状況把握、応急復旧等の活動内容・方法についても周知しておく。

(ウ) 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努める。

4 電力施設の災害予防（九州電力株式会社）

地震災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進する。また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、地震による被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずるものとする。

5 ガス施設の災害予防（LPガス協会）

ガス施設災害予防の基本方針は、常日頃から災害が発生した場合にも対処できるよう備えておくとともに、災害発生時には、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止と供給停止地域の極小化を図るため、これに必要な体制、設備・予防対策、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行

うものとする。

6 通信設備の災害予防（西日本電信電話株式会社）

- (1) 災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するために、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。
- (2) 災害対策用機器及び車両の配備
災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、必要に応じて機器及び車両等を配備する。
- (3) 災害対策用資材等の確保
災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
- (4) 防災演習
防災を円滑、かつ迅速に実施するため、訓練を実施する。
なお、県・市町村等が実施する総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

7 携帯通信施設災害予防（携帯電話事業者）

通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期するものとする。

8 鉄道施設の災害予防（九州旅客鉄道株式会社）

鉄道施設は、地震災害に際して、乗客の安全確保を図るとともに、被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されている。

今後、地震災害に際して鉄道施設に被害が生じた場合、著しい活動障害となることが想定されるため、施設の耐震化を進め、災害予防の一層の向上に努めるものとする。

第6節 社会資本の老朽化対策

市及び関係機関は、老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3章 災害に強い人づくり

- 第1節 自主防災組織
- 第2節 防災訓練
- 第3節 防災教育
- 第4節 消防団等の育成・強化
- 第5節 要配慮者の安全確保
- 第6節 帰宅困難者の安全確保
- 第7節 市民運動の展開

災害に強い人づくりの基本的な考え方

「災害に強い人づくり」は、市・防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに市民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、市や消防機関並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等すべての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

第1節 自主防災組織

1 自主防災組織の必要性

大地震の発生及びそれに伴う津波が発生した場合に、電話の不通、道路、橋梁等の破損によって、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止や軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、市民自らの初期消火や被災者の救護、避難等を行うための地域住民の結束、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動の体制確立が有効な対策となる。

2 豊後高田市の現状と課題

豊後高田市における自主防災組織の活動については、地域によりバラツキがあり、毎年自主的に訓練テーマを設定して実施する組織も見受けられるが、これまで一度も防災訓練を行ったことが無い組織もある。

これは過去において災害を直に経験しているかどうかで大きく左右されるものと推察される。東日本大震災以降、市民の防災意識は高まってきてはいるが、今後は市内全域で活動の活性化が必要である。

3 自主防災組織の活性化に向けて

(1) 活動支援

市は、自主防災組織の防災活動推進のため、自主防災組織が所定の事業を行う場合には「豊後高田市自主防災組織活性化事業費補助金交付要綱」に基づき、その事業費用の一部を助成する。

(2) 活性化の推進

市は、自主防災組織が行う消火訓練及び避難訓練並びに防災学習会の開催等の防災活動に関して、必要に応じた支援や、指導、助言を行うものとする。また、防災について考え、組織として訓練する機会を設けるために、地域の実状に応じた総合防災訓練を、定期的実施するものとする。

4 自主防災組織の役割と活動

(1) 行政と地域住民との架け橋

東北地方太平洋沖地震の津波による避難情報において、県内の避難率は1.8%であった。今後、避難率の向上を図るには、津波に関する情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と市民との信頼関係の構築が重要になることから、活動の核となる自主防災組織の役割は大きい。

(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所（避難地）や避難経路の見直し、

地域内の危険箇所確認を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めることが重要となる。そのためにも、日ごろから自治会の行事などを通じて、住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを進めるものとする。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応も必要になるため、活動等に女性の参加についても推進するものとする。

(3) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は、津波等の緊急避難場所（避難地）、避難路の周知を徹底し、地域住民が自主避難行動を適切にとれるような、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため、組織的な訓練が求められており、市からも取り組み支援を行うものとする。

また、地域ぐるみで幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命を守るため、昼間時の災害における避難等連携体制を確認し、地域住民の防災拠点としての学校等の防災機能向上を図るためにも、地域にある学校等と協働した防災訓練の実施も推進するものとする。

(4) 防災教育

自主防災組織は、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及啓発、特に津波に対する防災啓発は地域の中で津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、そのための人材育成について市も支援するものとする。

(5) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、市のや豊後高田市社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と避難行動要支援者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(6) 率先避難と声かけ

東日本大震災で自主防災組織の役員が住民の避難誘導中に被害にあった事例も踏まえ、津波が発生した際、自主防災組織の役員等もまずは自らの安全を確保するのが第一である。そのうえで、避難ルート上の玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、地域住民の緊張感を高め避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要で、何よりも率先して避難する姿を見せることが、地域住民の避難のきっかけになる。

5 市の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を推進するものとする。

(1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（地域防災リーダー）の育成・強化

ア 防災士養成研修の受講等資格取得支援（女性防災士養成の推進）

イ 防災士（地域防災リーダー）スキルアップ研修の実施

(2) 防災啓発の促進と活動のための情報提供

防災アドバイザーの派遣などによる、活動活性化に向けた防災講演会の開催や、防災まちあるき、災害図上訓練等の取組み支援と先進事例紹介

(3) 行政と自主防災組織、防災リーダー間の情報共有と事例紹介

(4) 豊後高田市防災士協議会の活動支援

(5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりの推進

ア 自主防災組織や豊後高田市社会福祉協議会等を対象とした研修会の実施

イ 地区（自主防災組織）に対する支援

6 緊急避難場所及び避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地震・津波による被害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波等の浸水深以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について市民へ情報発信に努める。

7 地区津波避難計画について

津波浸水地区で作成した地区津波避難計画にて、緊急避難場所（避難地）や避難経路を地域住民へ周知徹底を図るとともに、各種情報の変更があった場合は随時更新していくものとする。

8 地区防災計画

- (1) 市の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市防災会議において、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることができるものとする。

第2節 防災訓練

市は、地域防災計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、市民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、地震・津波災害に備えた防災訓練を実施するものとする。なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡調整体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 地形や人口減、高齢化等、地域の特性や地域の事情に応じた訓練項目・内容となるよう改善を図りながら実施すること。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること

1 訓練想定の基本

各種の防災訓練における想定地震、想定津波高等は原則として次のとおりとする。

- (1) 想定地震・津波及び地震動
第1部第4章で想定する地震・津波、地震動とする。
- (2) 想定津波高・津波到達時間
第1部第4章3で想定する津波高及び津波到達時間とする。

2 防災訓練の実施

市は、津波による被害を防止するため、自主防災組織等とともに防災訓練を実施し、特に津波に対しては自主避難行動が重要になることから、その啓発に努めるものとする。

- (1) 総合防災訓練
市は、県及び近隣自治体や防災関係機関との連携のもと、地震・津波災害時の防災体制の万全を期するため、より高度かつ実践的な総合防災訓練を実施するものとする。
なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築にも努めるものとする。
- (2) 市民等の防災訓練
市及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域の市民に対して、平常時から指定緊急避難場所（避難地）、避難路等を周知するとともに、「地域避難訓練」「避難所運営訓練」など自主防災組織等の参加を得て行う防災訓練に対して、必要な助言・指導を行うとともに、積極的に協力するものとする。
なお、「避難所運営訓練」を行う際は、策定済の「避難所運営マニュアル」を積極的に活用する。
- (3) 教育施設での防災訓練
市及び県は、学校等の教育施設において、児童生徒等に対して津波に対する避難方法等を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動における津波対応について、引率者となる教職員等にその方法を周知する。
- (4) 要配慮者及び医療施設での安全確保
市は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得ながら避難訓練を取り組むものとする。
医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練の実施を推進する。
- (5) 船舶等の安全確保
市は、海上保安部や県及び防災関係機関とともに、船舶、海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練等の実施により、津波来襲時における船舶等の避難の時期、避難方法等について周知する

第3節 防災教育

1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育

がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて市の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的・持続的に普及・啓発していくこととする。

2 学校等における防災教育

(1) 基本方針

- ア 東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- イ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。
- ウ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

ア 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見した時には、教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

イ 小学生

(ア) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気づくことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(イ) 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気づくことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ウ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

エ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当てが実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

オ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実情等に応じて、自ら危険場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

- ア 我が国における地震・津波の歴史
- イ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ウ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- エ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- オ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- カ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- キ 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置づけ、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地区・校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能についてほかの教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

のために、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ地震・津波に対応したマニュアルの整備等を通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

ア 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。

なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ウ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の

早急な確立ができるようにする。

(2) 市民に対する防災教育

市は、県や防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施するとともに、防災関係機関が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとし、ホームページ、印刷物、ケーブルテレビ、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

なお、ハザードマップ等の活用には、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ア 地震・津波に関する知識

(ア) 地震・津波に関する基礎知識、我が国の地震・津波の歴史等

(イ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。

さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

(ウ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所の孤立や指定緊急避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

イ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

ウ 正確な情報入手の方法

エ 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動

オ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

カ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

キ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

ク 各地域における指定緊急避難場所及び避難路に関する知識

ケ 日頃市民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、緊急避難場所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

市は、地域の防災リーダー(防災士)を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会などを開催する。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

市は、防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、

その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

市は、防災関係機関と連携して、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、大分海上保安部は、海事関係者等に対して、平常時から津波の危険性、津波来襲時の船舶等の避難方法等について防災教育を行うものとする。

(7) 市職員等に対する防災教育

市職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

ア 地震・津波に関する知識

イ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(8) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第4節 消防団等の育成・強化

消防団の育成及び強化に関しては、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化

(1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として代替性のない存在であり、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、東日本大震災でその活動を高く評価された一方で、安全対策に、課題を残した。この実態を受け、消防団員の活動のあり方の検討、安全対策の推進、装備の充実等の強化を図ることが必要となっている。

尚、消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、今後の団員の強化・育成を図る必要がある。

(2) 消防団の育成・強化策の推進

豊後高田市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図るものとする。

ア 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力する環境づくりを進めるものとする。

イ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進を進めるものとする。また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

ウ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」、特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を促進する。

2 事業所の自主防災体制の充実

(1) 多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- ア 防災訓練、消火設備等の維持管理
- イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- ウ 防災要員の配備
- エ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

(2) 災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

3 ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村などの公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かした、きめ細やかな支援活動が不可欠である。

このため、市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する（福）大分県社会福祉協議会などと連携し、平常時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築するとともに、ボランティアやNPOが効果的に活動できる環境整備を行う。

また、（福）大分県社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーのさらなる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、（福）社会福祉協議会職員や市職員等を対象に研修を実施する。

第5節 要配慮者の安全確保

災害対策基本法第49条の10第1項及び第49条の14第1項の規定に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿や個別避難計画の作成及び避難行動要支援者を含む高齢者、障がい者、乳児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保や支援を行うための計画を定めるものである。

1 地域における要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推

進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府）」に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の具体的な支援等については、別に定めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市内に居住し生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者とする。

(ア) 要介護認定3～5を受けている者

(イ) 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）

(ウ) 療育手帳A1・A2を所持する者

(エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

(オ) 難病患者の内、特定医療費（指定難病）の対象となる者で保健所が名簿への記載の同意を得た者

(カ) 上記以外で、自治委員、民生委員・児童委員等から特に支援が必要と認められた者

イ 避難行動要支援者名簿に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿に必要な個人情報は次のとおりとし、名簿を作成するに当たり、次に掲げる入手方法を通じて、避難行動要支援者情報の把握に努めるものとする。

また、名簿に掲載される者に対し、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行うこととする。

(ア) 名簿記載事項

- ・氏名
- ・生年月日
- ・年齢
- ・性別
- ・電話番号及び携帯番号
- ・住所
- ・同居者の有無
- ・避難支援等を必要とする事由

(イ) 入手方法

- ・要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ・障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳情報等により把握する。
- ・特定医療費（指定難病）受給者証所持者の情報に関しては、大分県北部保健所豊後高田保健部からの情報提供等により把握する。
- ・自治委員、民生委員・児童委員等から情報収集により把握する。

ウ 名簿の更新

名簿については、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて得た情報をもとに、定期的に更新し、最新の状態に保つものとする。

エ 名簿情報の提供

(ア) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

名簿の情報について、本人の同意が得られた場合には、次の避難支援等関係者となる者に対して、事前に名簿情報を提供することができる。

「避難支援等関係者」

- ・自治委員
- ・民生委員・児童委員
- ・自主防災組織（自治会）
- ・防災士

- ・豊後高田市消防団
- ・豊後高田警察署
- ・居宅介護支援事業者・相談支援事業者等の福祉事業者
- ・豊後高田市社会福祉協議会

(イ) 避難支援等関係者への災害発生時等における名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、市長の決定により、上記の避難支援等関係者に加え、自衛隊等の避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報を提供することができる。

(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

災害が発生し又は発生のおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援をし、どこの避難所等に避難するかを定めておくことが必要である。

このため、「避難行動要支援者名簿の手引き」等を活用し、福祉事業者、自治委員、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

ア 個別避難計画の作成

個別避難計画は、市が主体となり、避難行動要支援者本人及びその家族と作成するよう努めるものとする。本人に関する情報の外部提供に対して同意があった場合については、自治委員等の避難支援等関係者と連携を取りながら、避難行動要支援者本人と避難支援等実施者、避難場所、避難時の留意事項等について具体的に話し合うことにより作成するよう努めるものとする。

イ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画作成に必要な個人情報は次のとおりとする。

また、個別避難計画を作成する避難行動要支援者本人に対し、平常時から避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を提供することについて同意の確認を行うこととする。

(ア) 個別避難計画記載事項

- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・自治会名
- ・連絡先（電話番号・携帯番号・FAX番号・携帯メール）
- ・同居者の有無
- ・主なかかりつけ医療機関
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・緊急時の連絡先（氏名・住所・続柄・電話番号等）
- ・支援者の連絡先（氏名・住所・続柄・電話番号等）
- ・自宅情報
- ・避難場所
- ・避難経路に関する特記事項
- ・避難誘導時の留意事項
- ・避難先での留意事項

(イ) 入手方法

- ・要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ・障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳情報等により把握する。
- ・特定医療費（指定難病）受給者証所持者の情報に関しては、大分県北部保健所豊後高田保健部からの情報提供等により把握する。
- ・自治委員、民生委員・児童委員等から情報収集により把握する。

(ウ) 個別避難計画の更新

個別避難計画は、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれているため、その保護には十分に留意し、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を随時行うこととする。具体的には、個別避難計画の内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申し出があった場合には、その都度速やかに更新する。また、避難支援等関係者の協力を得て更新を行う。

(エ) 個別避難計画情報の提供

- ・避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画情報について、本人の同意が得られた場合には、次の者に対して、事前に個別避難計画情報を提供することができる。

「避難支援等関係者」

- ・自治委員
- ・民生委員・児童委員
- ・自主防災組織（自治会）
- ・防災士
- ・豊後高田市消防団
- ・豊後高田警察署
- ・居宅介護支援事業者・相談支援事業者等の福祉事業者
- ・豊後高田市社会福祉協議会
- ・避難支援等関係者等への災害発生時等における個別避難計画情報の提供
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、市長の決定により、避難支援等関係者に加え、派遣された警察、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに個別避難計画情報を提供することができる。

(オ) 個別避難計画の作成の進め方

個別避難計画の作成に当たっては、一律に作成を進めるものとする。

(3) 名簿及び個別避難計画の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行い個人情報が流出することのないよう指導するものとする。
- エ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- オ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。

(4) 避難情報の伝達

避難情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。そのため、避難支援等関係者が名簿及び個別避難計画を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意する。

- ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。
- エ 緊急速報メールや屋外拡声器、告知端末、ケーブルテレビ、L字放送による情報伝達に加え、広報車等を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援については、地域活動として可能な範囲で行うもので法的な責任や義務を

負うものではない。そのため、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を十分に確保した上で、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を実施する。

(6) 安否確認体制の整備

避難行動要支援者の安全確保を行うため安否確認体制を自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織（自治会）、防災士、豊後高田市消防団、居宅介護支援事業者・相談支援事業者等の福祉事業者等と協力して整備・支援する。その際、安否確認体制は、避難行動要支援者の把握と連動し、速やかに各地域住民において行えるよう整備、支援する。

(7) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

(8) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

指定に当たっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置に当たっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

【福祉避難所について】

1 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

2 福祉避難所への入所対象者の把握

要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

3 福祉避難所として利用可能な施設の把握

現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別な機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受け入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報も含めて整備を行う。

また、災害時に直ちに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

4 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(9) 防災設備・物資・資機材等の整備

要配慮者に対し、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

県及び市は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行

う。

(10) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することができる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識の普及を推進する。

また、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や症状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策

(1) 組織体制の整備

ア 市は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

イ 市は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮した体制を整備する。また、市、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

ア 市は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

イ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

3 要配慮者対策における市民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付け、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

(1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。

(2) 近隣市町村との相互応援協定に基づき、速やかに応援を要請すること。

(3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。

(4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

4 傷病者対策における体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保

(1) 基本方針

市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、観光地を多くかかえる特性を考慮し、土地勘のない旅行者等が地震災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

(2) 実施内容

市及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

ア 市は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。

イ 市及び自主防災組織等は、地域全体で地震災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。

ウ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受け入れ体制の整備に努めるものとする。

6 外国人の安全確保

(1) 基本方針

国際化の進展に伴い、市内に居住、又は来市する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(2) 実施内容

市は、県などの関係機関と連携を図りながら、以下の点に留意した対策を推進する。

ア 市は、指定緊急避難場所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。

イ 地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。

ウ 地震災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人も参加した防災訓練の実施を推進する。

エ 市は国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

第6節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、市中心部では、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保

市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

また、事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

2 市民、事業所・学校等への啓発

(1) 市民への啓発

市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

(2) 事業所への要請

市は、事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第7節 市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 市民は、自らが生活する地域において、市や関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険個所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 市民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

- 第1節 初動体制の強化
- 第2節 活動体制の確立
- 第3節 津波からの避難に関する事前の対策
- 第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置
の充実
- 第5節 救援物資の備蓄

迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を推進する。

第1節 初動体制の強化

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

(1) 業務継続計画（BCP（Business Continuity Planの略））の策定

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における市役所の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

(2) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア 災害対策職員用携帯電話の拡充

気象警報等が発令された場合において、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼出しが可能な体制を整える必要がある、順次それを拡充していくこととする。

イ 職員参集・安否確認システムの導入

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できるシステムの導入を検討する。

ウ 24時間体制の整備

勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できるよう努める。

エ 災害時初動マニュアルの作成配付

災害発生時の職員の基本的な対応を確認できる災害時初動マニュアルを全職員に配付することにより、初動体制意識の徹底を図る。

オ 職員の県民安全・安心メールへの登録促進の取組

職員の参集手段として、職員の県民安全・安心メールへの登録促進を図る。

カ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

・災害用伝言ダイヤル（171） ・災害用伝言板（web171）

(3) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(4) 災害情報の収集・伝達体制の充実

災害に関する情報を素早く把握し、防災関係機関相互における共有化や市民への確実な伝達を行うため、情報機器の整備や通信手段の多様化等情報の収集・伝達体制の充実強化を図る。

第2節 活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要があり、以下の点を重点に活動体制の確立を図るものとする。

1 職員の防災能力の向上

一般に、市職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではないため、その不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があり、以下の対策を推進するものとする。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。また、防災意識と知識の向上を目指すため市職員の防災士育成を推進する。

(2) 職員を対象とした情報伝達及び参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした情報伝達や参集訓練を定期的に行う。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定するものとする。

(3) 図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、市災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む）するため、図上訓練等の実施を検討する。

2 連携体制の充実及び応援体制の強化

地域の防災関係機関、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。

(1) 関係業界、民間団体との連携体制の充実

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する市内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

ア 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

イ 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(2) ボランティアとの連携体制の充実

ア 医療や介護、建物や土地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアや団体の事前登録、活動拠点等の整備を促進するとともに、日本赤十字社や社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

イ 市及び関係機関は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンターの設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、日頃から市、大分県、社会福祉協議会等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「災害ボランティアネットワーク会議」に参加する。

(3) 他市等との応援体制強化

現在、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」及び「大分県常備消防相互応援協定」を始め、県内の他自治体間、他消防本部間の協定締結は完了している。

今後はこれらの協定が災害時に迅速に運用できるよう、その手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保や訓練に努めるものとする。

(4) 受援計画の策定

市は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

(5) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

市外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（市ホームページや、フェイスブック等のソーシャルメディア）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

(6) 重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策にかかる機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

3 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となり、所要量を迅速に確保できる体制を推進していく。

(1) 救出救助用及び消火用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材や消火用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、市民等が身近で確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア 自主防災組織用の救出救助用資機材整備の補助

イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

ウ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結

(2) 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、大分県薬剤師会豊後高田支部と締結している「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」に基づき、緊急調達を迅速に実施する。

(4) 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活用品の確保体制の充実

食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活用品（以下「生活用品」という。）については、災害発生後 3 日以内に調達体制を確立することを目標とし、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発

イ 市における食料、水、生活用品の備蓄促進

ウ 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進

オ 公的備蓄ネットワーク（県内で相互供給する体制）の構築

4 交通確保・輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

- (1) 輸送拠点の選定
県等からの物資を大分北部中核工業団地に集積し、指定避難所への輸送拠点とする。
- (2) 緊急輸送道路の整備等
市道は、地域の生活道路であると同時に、災害時における緊急輸送道路、及びそれらを補完する重要なものであるが、施設としては地形条件や老朽化により、脆弱な区間が多く地震・津波による被害は多岐にわたることが予想される。
災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点等を結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路や幹線市道などの重要な路線を最優先として、国・県道に準じた調査や必要な対策を実施するとともに、国土交通省や建設業協会との協定等の充実を進め、道路啓開や応急復旧作業の円滑な実施に備えるものとする。
- (3) 臨時ヘリポート等の確保
孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、臨時ヘリポート等の確保に努める。

5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

- (1) 報道機関との協力体制の構築
災害時に、市からの情報を迅速・的確に市民に発信するため、必要に応じたプレスルームの設置等、報道機関との協力体制を構築する。
- (2) インターネットを活用した情報発信
災害等緊急時に市ホームページやフェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。
ア 市ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。
イ 県民安全・安心メールの登録を促進する。
ウ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
エ フェイスブック等ソーシャルネットメディアの利用を促進する。
- (3) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ
聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段についての周知を行い、情報収集ルートの複数確保を推進するものとする。

6 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点には、①必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③災害時に必要となる非常用食料及び各種資機材の備蓄機能や仕分・輸送拠点機能、④避難者の受入機能などが求められており、防災拠点となる施設の本来の機能や立地などを考慮し、適宜必要な整備を検討する。

7 被災住宅の被害調査迅速化のための対策

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県が定期的に開催する住家被害調査研修会に参加し、職員の被害調査技術の向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を図る。

第3節 津波からの避難に関する事前の対策

津波から迅速に避難するため、以下の5つの点を重点に津波からの避難に関する事前の対策を進めていく。

1 緊急避難場所の周知・指定

(1) 緊急避難場所の指定

ア 市は、防災施設の整備の状況、構造、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、地震・津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、法令等で定める基準に適合する施設又は場所を施設等の管理者の同意（市の管理する施設等を除く。以下同じ。）を得た上で、指定緊急避難場所として指定するものとする。

イ 市は、地震・津波により想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、法令等で定める基準に適合する公共施設その他の施設を施設等の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができるものとする。

エ 市は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、法令等で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及びその他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 緊急避難場所等の整備

地震が発生した場合、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下、「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区における緊急避難場所の計画的な整備を行うものとする。また、当該地域においては重点的に避難体制の整備を図るものとする。

(3) 津波避難ビル等の活用

高台までの避難に相当の時間を要する平野部などにおける緊急避難場所については、堅固な高層建物の中・高層階を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルの活用を推進するものとする。なお、津波避難ビル等の指定については、平成17年6月に内閣府が発表した現行の「津波避難ビル等ガイドライン」に沿うものとする。

また、民間ビルを津波避難ビルとして活用する場合には、あらかじめ管理者と協定を結ぶなど、いざという時に確実に避難できるよう体制を構築するものとする。

(4) 避難路等の整備

地震発生に伴う土砂災害等のおそれのない避難路、徒歩専用の避難路等、安全な避難路の整備・確保に努めるものとする。避難路の整備に当たっては、高台等への避難路には勾配が急な場合、路面が滑りやすい場合及び転落防護柵と兼ねる場合には手すりをつけるとともに、道を平坦にして歩きやすくしておくなど高齢者等の要配慮者に配慮したものとする。

背後地が急峻で避難が困難な地域、高齢者などの避難困難者の多い地区における避難路は、重点的に整備を行うことが必要であるため、建物の倒壊等により避難路が通行困難とならないよう、避難路沿いの建物の耐震化やブロック塀の補強、道路幅員の確保などの措置を講ずるものとする。

なお、避難がスムーズに行えるよう、避難路の整備とあわせて海拔表示板や避難所表示板等の整備も図るものとする。

(5) 夜間や停電時の避難対策

夜間でも安全に避難できるよう必要に応じて、海拔表示板や指定緊急避難場所表示板等に反射材等を活用するなど、夜間や停電時でも市民等に分かりやすい表示にすることとする。

2 居住者等の避難対策

- (1) 市及び自主防災組織等は、要配慮者の避難について必要な支援を行うものとする。また、外国人、出張者及び観光客等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。なお、この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮するものとする。
- (2) 市は、観光客等に対して津波警報等の情報を迅速かつ確実に伝達できるよう、屋外拡声器、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（市ホームページやフェイスブック等のソーシャルメディア）、情報提供装置等を用いた情報伝達体制の確立を図るとともに、観光客等の避難誘導計画を策定するものとする。
- (3) 市及び港湾就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者の避難誘導計画を策定するものとする。また、海岸・河川・港湾施設・漁業施設の管理者は、船舶・漁船等の避難に関して、地震発生後の津波到達時間を勘案して、港外退避などの措置を円滑に取れるよう、あらかじめ対応策を定めて関係者に周知するものとする。
- (4) 東海、東南海、南海地震等は数時間から数日間の時間差で発生する可能性もあることから、市は、後発地震により大きな被害を受ける可能性のある地域（大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等）では、数日間に限っての避難の実施を検討し実施するものとする。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。
- (5) 市以外の避難誘導を実施すべき機関にあつては、具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を確立するものとする。なお、その際、地域防災計画に定められた内容と十分調整の取れたものとするよう留意するものとする。

3 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

市民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要であることから、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、市民自らが率先して避難する自助の意識を図るものとする。

4 避難所の維持・運営

- (1) 市は、地域防災計画等において、避難後の救護の内容を明示するものとする。
- (2) 避難所の運営
避難した居住者等は、自治会、自主防災組織等を中心に互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。
市は、「第2部 第3章 第2節 防災訓練」に記載する避難所運営訓練等を参考に、日頃から自主防災組織等を中心に地域内で確認しておくよう指導に努めるとともに、避難所への津波警報等の情報の提供について配慮するものとする。

5 津波避難のための意識啓発

- (1) 市は、避難対象地区の居住者等が迅速かつ的確な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、避難路等の街頭表示の整備、防災マップ等の配布により、当該地区の指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するものとする。
- (2) 市は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、また、デジタル技術も活用し、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。特に、東海・東南海・南海地震等は複数の地震が時間差をもって発生する可能性もあることから、あらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定した種々のシミュレーションの実施などにより、時間差発生による災害等について居住者等の意識啓発を図るものとする。

第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々について、きめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震・津波に関する情報伝達体制の充実

地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を市民に迅速に知らせる必要がある。全国瞬時警報システム（J-ALERT）や携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール）により情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対して、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、インターネット（市ホームページやフェイスブック等のソーシャルメディア）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに避難情報の発令について、災害対応支援システムの改修によって、より円滑な運用体制づくりに努める。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県や市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 学校、その他公立施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

ウ 要配慮者のための支援マニュアルの作成

エ 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

オ 耐震性のある県所有等公共施設の避難所指定に関する調整の推進

カ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び防災マップの作成

(3) 救急救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

ア 消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施

イ 自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の配備

(4) 救急医療対策の充実

ア 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と医師会、日本赤十字社大分県支部等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 病院の耐震化

(イ) 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充

ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等

(ウ) 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実動訓練の実施

(エ) 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動体制の確保・充実

(オ) 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び災害時における小児周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産期リエゾン並びに薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

(カ) 初動期を念頭に置いた緊急医薬品等の備蓄

(キ) 医療救護班（日本赤十字大分県支部、医師会、歯科医師会等が編成する救護班をいう。）

- 及び大分 DMAT が消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施
- (ク) 急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
 - (ケ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「おおいた医療情報ほっとネット」及び「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施
 - (コ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備
- イ 被災地における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制の充実に努めるものとする。
- (5) 消防対策の充実
- 陸上での同時多発火災、海上火災及び危険物等の海上流出等の発生に迅速に対処できるよう、関係機関と調整のうえ以下の対策を推進していくこととする。
 - ア 消防本部、自衛隊、海上保安部及び民間消防機関等との合同消火訓練の実施
 - イ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設・設備の整備拡充
 - ウ 自主防災組織用の初期消火用資機材等整備への補助
- (6) 建築物の応急危険度判定体制の整備
- 建築物の余震等による倒壊や部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。
- (7) 宅地の危険度判定体制
- 大規模な地震により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。
- (8) 各種情報システム・データの適切な保全
- 市民生活に密接に関連するものや各種行政関係事務に係る情報システム・データについて、被害を最小限に抑えるため、情報セキュリティ対策基準等に沿った適切な保全、バックアップ体制を整備するとともに、その運用を的確かつ円滑に行うものとする。
- また、遠隔地における各種データの保全体制を確保する。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

- (1) 学校の防災拠点化の推進
- 学校が地域の防災拠点として機能するために、次の点に留意する必要がある。
- ア 無線設備の整備
 - イ 教職員の役割の事前規定
 - ウ 調理場の調理機能の強化
 - エ 保健室の救急医療機能(応急処置等)の強化
 - オ シャワー室、和室の整備
 - カ 学校プールの通年貯水(消火用、断水時の生活用水用)及び浄化施設の整備
 - キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
 - ク トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備
- (2) 災害福祉広域支援体制の構築
- 要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受け入れ候補施設を事前にリストアップしておく。
- また、社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。
- さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員の登録を要請す

ることや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により自らの命を守る必要がある。そのためには、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

(4) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。

県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(5) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととする。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(6) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

(7) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

(8) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行や県内他市町村との相互応援・受援等の観点から、県下統一の被災者台帳システムを導入し、円滑な運用を図る。

第5節 救助物資の備蓄

東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、市外からの支援物資が届く避難所生活3日目までに避難者が最低限必要とする食料、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。

第3部 災害応急対策

- 第1章 災害応急対策の基本方針等
- 第2章 活動体制の確立
- 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動
- 第4章 被災者の保護・救護のための活動
- 第5章 社会基盤の応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

第2節 市民に期待する行動（家庭、地域、企業・事業所）

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市では、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を収集し、県等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

2 受援計画

災害応急対策の実施については、市民に最も身近な行政主体である市が県等関係機関と協力してあたる。しかし、その対応能力を超えると判断される場合は、災害発生後早期に、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等の受援要請を行い、具体的には別途定める「豊後高田市受援計画」によるものとする。

3 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

4 ニーズに即した情報発信

災害後の市民の生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、避難所等にいる被災者を含め、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、屋外拡声器、ケーブルテレビ、市ホームページ等、多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 市民に期待する行動（家庭、地域、企業・事業所）

地震又は津波による災害から市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に市民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。市、県、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、地震・津波による被害を最小限に止めるため、市民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（火災の延焼、山・がけ崩れのおそれ等）、津波に関する情報等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携帯できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

- (3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送
家族に負傷者がした場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。
- (4) 的確な防災関係機関への通報
山・がけ崩れ等二次的な災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部、警察署等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。
- (5) 的確な情報収集
テレビ、ラジオ、屋外拡声器、告知端末等によって正しい情報の把握に努める（むやみに市、消防本部、警察署（交番）等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。）。

2 地域（隣近所、自治会、自主防災組織）

- (1) 的確な避難
避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者ととともに指定緊急避難場所等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。
- (2) 的確な初期消火
近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。
- (3) 的確な救出
地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。
- (4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送
地域で負傷者がした場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。
- (5) 近所の要配慮者への援助
地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。
- (6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報
地域内の災害状況を迅速に把握し、市、消防本部、警察署等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

- (1) 的確な避難
南海トラフ特措法に係る対策計画をはじめとする自社の避難計画を従業員に周知するとともに、避難訓練等を実施し、地震発生時に従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる体制づくりを行う。
- (2) 的確な初期消火
企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。
なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。
- (3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送
事業所内で負傷者がした場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。
- (4) 地域（隣近所、自治会、自主防災組織）の活動への協力
常日頃から事業所の所在する地域の防災活動に積極的に参加し、協力体制を構築する。

第2章 活動体制の確立

- 第1節 活動組織
- 第2節 動員配備
- 第3節 通信連絡手段の確保
- 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第5節 災害救助法の適用及び運用
- 第6節 応援要請
- 第7節 自衛隊の災害派遣要請
- 第8節 他機関に対する支援要請
- 第9節 ボランティアとの連携
- 第10節 帰宅困難者対策
- 第11節 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給
- 第12節 交通確保・輸送対策
- 第13節 広報活動・災害記録活動

第1節 活動組織

1 基本方針

地震又は津波による災害の発生を防御し又は拡大を防止するため、市は、その機能のすべてをあげて対処するものであり、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

市の活動組織体制は、本節に定めるほか個別具体的な事項は「豊後高田市災害対策本部条例（平成17年3月31日条例第17号）」、「豊後高田市災害対策本部規程（平成17年3月31日災害対策本部訓令第1号）」、「豊後高田市業務継続計画（BCP）」、「災害時初動マニュアル」等により実施する。

2 災害発生時における市の組織体制

市長は、地震又は津波による災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

(1) 災害対策連絡室（一次体制）

設置基準	・市内で震度4を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき。 ・その他、特に必要と認めるとき。
設置場所	・市役所高田庁舎 総務課内
組織・職制	・室長・・・総務課長 ・副室長・・・室長の指名する者 ・室員・・・総務課防災対策室職員、総務法規係職員
主な事務	・災害情報の収集及び伝達 ・対処態勢・活動状況の把握 ・関係機関等に対する災害対策上の通報
解散基準	・災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。 ・被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき
その他	室長は、災害の状況に応じて別途職員を参集し、災害応急対策を行うものとする。

(2) 地区災害対策連絡室（一次体制）

設置基準	・市内で震度4を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき。 ・その他、特に必要と認めるとき。
設置場所	・市役所真玉庁舎 地域総務一課内 ・市役所香々地庁舎 地域総務二課内
組織・職制	・室長・・・地域総務一課長、地域総務二課長 ・副室長・・・室長の指名する者 ・室員・・・地域総務一課職員、地域総務二課職員
主な事務	・災害情報の収集及び伝達 ・対処態勢・活動状況の把握 ・関係機関等に対する災害対策上の通報
解散基準	・災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。 ・被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき。
その他	室長は、災害の状況に応じて別途職員を参集し、災害応急対策を行うものとする。

(3) 災害警戒本部（二次体制）

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が、大分県瀬戸内海沿岸に津波注意報を発表したとき。 ・その他、特に必要と認めるとき。
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所高田庁舎 総務課内
組織・職制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長・・・副市長、教育長 ・副本部長・・・総務課長 ・本部員・・・動員配備表のとおり
主な事務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集及び伝達 ・対処態勢・活動状況の把握 ・関係機関等に対する災害対策上の通報 ・関係課の初動措置等の総合調整
解散基準	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき。 ・災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき。 ・被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき。
その他	本部長は、災害の状況に応じて別途職員を参集し、災害応急対策を行うものとする。

(4) 災害対策本部（三次体制）

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱以上を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき。 ・気象庁が、大分県瀬戸内海沿岸に津波警報又は大津波警報を発表したとき。 ・その他、特に必要と認めるとき。
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所高田庁舎 防災対策室
組織・職制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長・・・市長 ・副本部長・・・副市長、教育長 ・本部員・・・災害対策本部各部長
主な事務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の基本方針その他重要事項の決定 ・災害応急対策の進捗状況 ・自衛隊の災害派遣要請の決定 ・広域応援要請の決定 ・災害救助法適用の決定 ・その他必要な事項
解散基準	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等が解除され、本部体制を継続する必要がないと認めるとき。 ・災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと、災害対策本部長が認めたとき。
その他	各部長は、災害対策事務を迅速かつ効果的に実施するため、部の体制及び要員等必要な事項について、あらかじめ定めるものとする。

(5) 現地災害対策本部

設置目的	激甚な災害が発生し、災害現地において、災害対策本部の事務の一部である災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた対策を行うため。
設置場所	災害現場付近
組織・職制	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長・・・副市長 ・副本部長・・・本部長が指名
主な事務	<ul style="list-style-type: none"> ・本部への連絡、報告等に関する事項 ・災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定 ・防災関係機関等からの応援要員の指揮

3 災害対策本部会議の協議事項

災害対策本部会議は、災害発生時に逐次開催するが、主な協議事項は次のとおりである。

- (1) 災害応急対策の基本方針
- (2) 災害応急対策の重点項目の決定
- (3) 自衛隊の災害派遣要請
- (4) 報道機関を通じた広報
- (5) その他必要な事項

4 本部長が不在等の場合の責任体制

災害応急対策の最高責任者は、本部長（市長）であるが、本部長が不在等の場合は、次の順位でその責務を代行する。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総務課長

5 高田庁舎が使用できない場合の防災拠点

高田庁舎より高台に位置し、関係機関と連絡できる通信機能を備えた施設を防災拠点とする。

第1順位	第2順位
中央公民館	消防本部

第2節 動員配備

災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、災害時初動マニュアルに定めるところによって実施するものとする。

第3節 通信連絡手段の確保

災害時に必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、市が保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、他の機関が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる協力体制を構築することとする。

2 市の通信連絡手段

市における通信連絡手段は次のとおりである。

- (1) 電話回線・庁内放送設備
職員、各関係機関との連絡調整について活用する。ただし、電話回線が不通の場合は、衛星携帯電話や災害時優先電話を活用する。
- (2) ケーブルテレビ
市民への情報伝達は、屋外拡声器、告知端末、L字放送、データ放送などを活用する。
- (3) 大分県防災情報システム
電話回線が不通のとき、大分県関係機関との連絡調整については、防災行政無線（移動系）を利用した無線電話等を活用する。
- (4) 消防無線（移動系）
消防車等に積載した消防無線を利用し、災害時の情報収集及び伝達に活用する。
- (5) アマチュア無線

災害時において、必要に応じてアマチュア無線利用者の協力を得て、通信連絡を確保する。
(6) 災害対策用移動通信機器の貸与

総務省九州総合通信局や移動通信事業者（NTTドコモ等）等に移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）の貸出を要請する。

第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達及び被害報

地震発生に対し、市民の避難、救助、救護等直ちに必要な応急対策活動を実施するためには、被害の状況等を迅速かつ的確に把握して、防災関係機関および市民に伝達する必要がある。

このため、市及びその他の防災関係機関は、関係機関相互並びに自主防災組織等も含めた一連の情報の収集と伝達体制をとるものとする。

(1) 情報共有体制の確立

ア 関係機関連絡員（リエゾン）の受け入れ

消防署、県地区災害対策本部（北部振興局）、豊後高田警察署、国土交通省、自衛隊等、関係防災機関からの連絡員を受け入れ、迅速な情報収集・情報共有に努める。

イ 災害対応支援システムの活用

市は、災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行い、災害対応支援システムに入力する。災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線や電話・FAX等により、情報の収集・伝達及び共有を図る。

ウ その他

大規模災害発生直後は、孤立地域の発生などにより情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。

(2) 情報の収集

ア 災害・被害状況の緊急把握

災害発災直後においては、避難、火災、救出救助について緊急に把握する必要がある。

このため、総務部に情報を集約するとともに、関係各部に対して必要な情報を提供するものとする。

また、災害・被害状況を精査し県に報告するとともに、必要に応じて県に対し支援を要請するものとする。

(ア) 人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報の収集

(イ) 避難者数、避難場所等に関する情報の収集

(ウ) 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報の収集

(エ) 道路・河川の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集

(オ) 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集

(カ) 電気・上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

(キ) 情報ソースの確認（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）

(ク) 現場の位置の確認

(ケ) 発信する情報を入手した時刻の確認

イ 被害状況の調査

災害・被害状況の緊急把握の後、正確な被害状況を調査するため、各部は職員を現地へ派遣するものとする。

ウ 市民、被災者からの公聴活動

市民及び被災者からの要望等を聴取し、速やかに各関係機関に連絡して早期解決に努め、必要に応じて被災地、避難所において相談に当たるものとする。

(3) 情報の伝達

災害対策本部は、災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速かつ的確な広報の方針及

び手続きを検討し、各部へ伝達する。

そして、収集した情報を総合的に分析し、各防災関係機関にその情報を通報して、災害応急対策活動の実施またはその協力を求めるものとする。

なお、多様な広報手段を活用するとともに、平常時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるように努める。

2 市民等からの問い合わせへの対応

市民からの通報や問い合わせへの対応については、総務部が窓口となり、関係する各部へ伝達する。

第5節 災害救助法の適用及び運用

災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用とこれに基づく必要な救助は、この節の定めるところによって実施する。

1 用語の定義

災害救助法における被害の認定基準及び用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 住家：現実にその建物を居住のために使用しているもの
- (2) 世帯：生計を一つにしている実際の生活単位
- (3) 死者：当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
- (4) 行方不明：当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの
- (5) 負傷：災害のため負傷し、医師の治療を受ける又は受ける必要（見込み）のあるもの
 - ア 重傷：1か月以上の治療を要する見込みのもの
 - イ 軽傷：1か月未満で治癒できる見込みのもの
- (6) 全壊
住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (7) 半壊
損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの※半壊のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを「中規模半壊」として取り扱う。
- (8) 準半壊
半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
- (9) 床上浸水
前記(6)及び(7)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの
- (10) 床下浸水：浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
- (11) 一部損壊：住家の損害割合が10%未満のもの

2 災害救助法適用基準

災害救助法は、市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので、本市における適用基準は、次のとおりである。

- (1) 本市域内において50世帯以上の住家が滅失したとき
- (2) 大分県下で1,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市域内においても25世帯以上の住家が滅失したとき
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。
- (4) 大分県下で7,000世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市域内においても多数の住家が被害を受けたとき
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。（内閣府令で定める基準とは、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること、もしくは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること）
- (6) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（内閣府令で定める特別の事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は、災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合）
- (7) (1)～(6)について、住家が滅失した世帯の数の算出に当たっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 災害救助法による救助の種類等

救助の種類等については、災害救助法第4条及び同施行令第2条の定めるところにより、次のとおりである。

- (1) 災害救助実施体制
 - ア 災害対策本部
応急救助の実施について総括的な調整及び指導を行う。
 - イ 関係各部
災害対策本部の指示の下、応急救助の実施について必要な情報収集、技術面等の指導、助言その他の協力をを行うものとする。
 - ウ 福祉保健部福祉係
災害救助法に基づく事務処理を行う。

(2) 救助の種類等

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1. 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	1. 1戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。 2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用する

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立

救助の種類	対 象	期 間	備 考
			ための施設を設置できる。 3. 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事ができない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1カ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の取扱い	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一次保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきた	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	期 間	備 考
	している場合で自力では除去することができない者		
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の捜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法及び期間を定めることができる。

第6節 応援要請

1 応援要請の実施

本市において地震・津波の大規模災害が発生し、市単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うものとする。

市の具体的な応援要請については、別に定める「豊後高田市受援計画」によるものとする。

(1) 人員の配備

ア 総務部は、人員の配置状況を把握し、必要に応じて近隣市等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

イ 総務部は、災害応急対策の実施に必要な技術者、技能者及び労務者が市及び関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う人員に不足を生じた場合は、自治会、自主防災組織、日本赤十字奉仕団、ボランティア団体等の民間団体組織に協力を要請し、必要に応じて次の措置により労働力確保に万全を期すものとする。

(ア) 激甚災害の場合

激甚災害等で市において奉仕団等の受け入れが実施できない場合は、県知事に対し協力を要請するものとする。

(イ) ボランティアの受け入れ

上記による奉仕団等の受け入れのみでは不足する場合、必要に応じてボランティアの募集を行うものとする。

2 応援要請の種類

応援要請の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難施設及び住宅の提供
- (4) 救助及び救援活動に必要な車両、船艇、ヘリコプター及びその資機材の提供
- (5) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (6) 遺体の火葬のための施設の提供
- (7) ごみ及びし尿の処理のための資機材及び施設の提供
- (8) その他応援のため必要な事項

3 職員の派遣要請及び派遣あっせんの要請

職員の派遣要請と派遣あっせんの要請は、総務部総務係が下記により行うものとする。

- (1) 市における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）に対し、災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項
- (2) さらに必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣又は大分県知事に対し、次の事項を明らかにして指定行政機関（指定地方行政機関の長を含む）の職員の派遣について、あっせんを求める。
 - ア 派遣のあっせんを求める理由
 - イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (3) 県内常備消防相互応援協定、隣接消防本部の応援、緊急消防援助隊
消防部は、管内の消防力で対応が困難であると認める場合には、豊後高田市消防計画に基づき応援要請を行うものとする。

4 応援の受け入れ

- (1) 連絡体制の確保
総務部は、応援要請が必要になると予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び市町村等関係機関に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。
- (2) 受け入れ体制の確保
 - ア 応援要請が必要と判断された場合、関係各部は以下の点について検討、整理し総務部へ通知する。
 - (ア) 受け入れにあたっての交通ルート
 - (イ) 応援隊等の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等
 - イ 総務部は、応援を要請する地域とその内容及び前記アの検討結果を要請先に通知するものとする。
 - ウ 総務部は、各部へ応援要請を行ったことを連絡するものとする。

第7節 自衛隊の災害派遣要請

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 自衛隊の災害派遣要請

- (1) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合において、市長は、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。
- (2) 市長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知することができる。
- (3) 市長は、上記の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

2 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

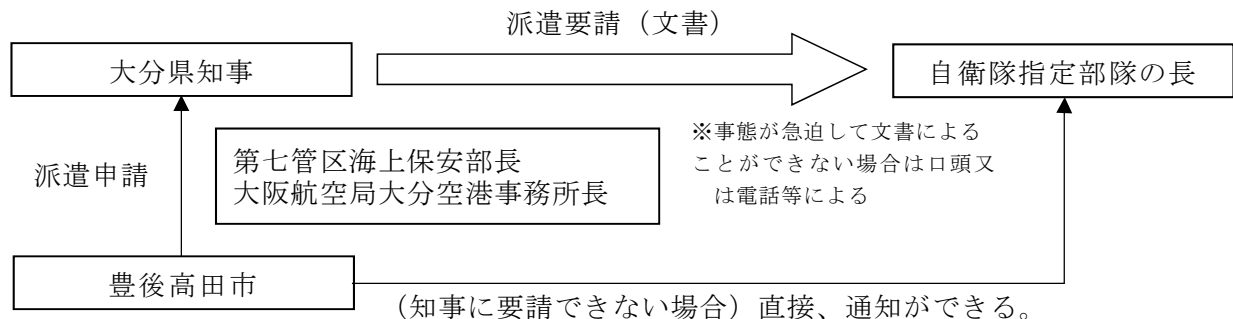
その場合の判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
たとえば、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、
ア 市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
イ 部隊等による収集、あるいはその他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
 - (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
 - (4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- ※(1)～(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

3 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

本市に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

(1) 自衛隊の災害派遣要請系統図



(2) 要請先等

要請先等	連絡方法等	指定部隊等の長	備考
陸上自衛隊 第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 T E L : 0977-22-4311 内線234, 302 F A X : 0977-23-3433 防7-852	連隊長	大分県北部、東部 (大分、別府、宇佐、中津、 豊後高田、杵築、臼杵、津久 見、国東の各市及び姫島村) を管轄
海上自衛隊 呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 T E L : 0823-22-5511 内線2444 22-5680 (直通) 22-5692 (直通) (F A Xは、電話連絡時 に指定する番号)	総監	大分県沿岸部全域を管轄
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 T E L : 092-581-4031 内線2344, 2346 F A X : 092-581-4031 内線5903	司令官	大分県全域を管轄
自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 T E L : 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡 先
海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科	佐伯市鶴谷区 T E L : 0972-22-0370	隊長	呉地方総監部との連絡調整

(3) 派遣要請の方法

市長が知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出するものとする。

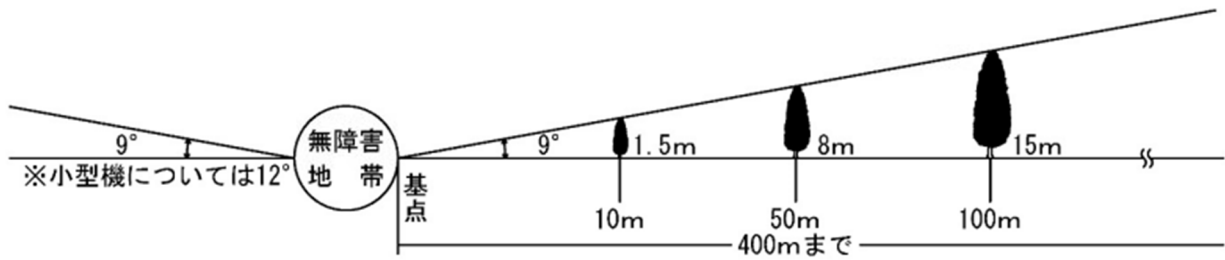
ただし、緊急を要する場合の申請は電話等を使用して行い、その後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項(宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等)

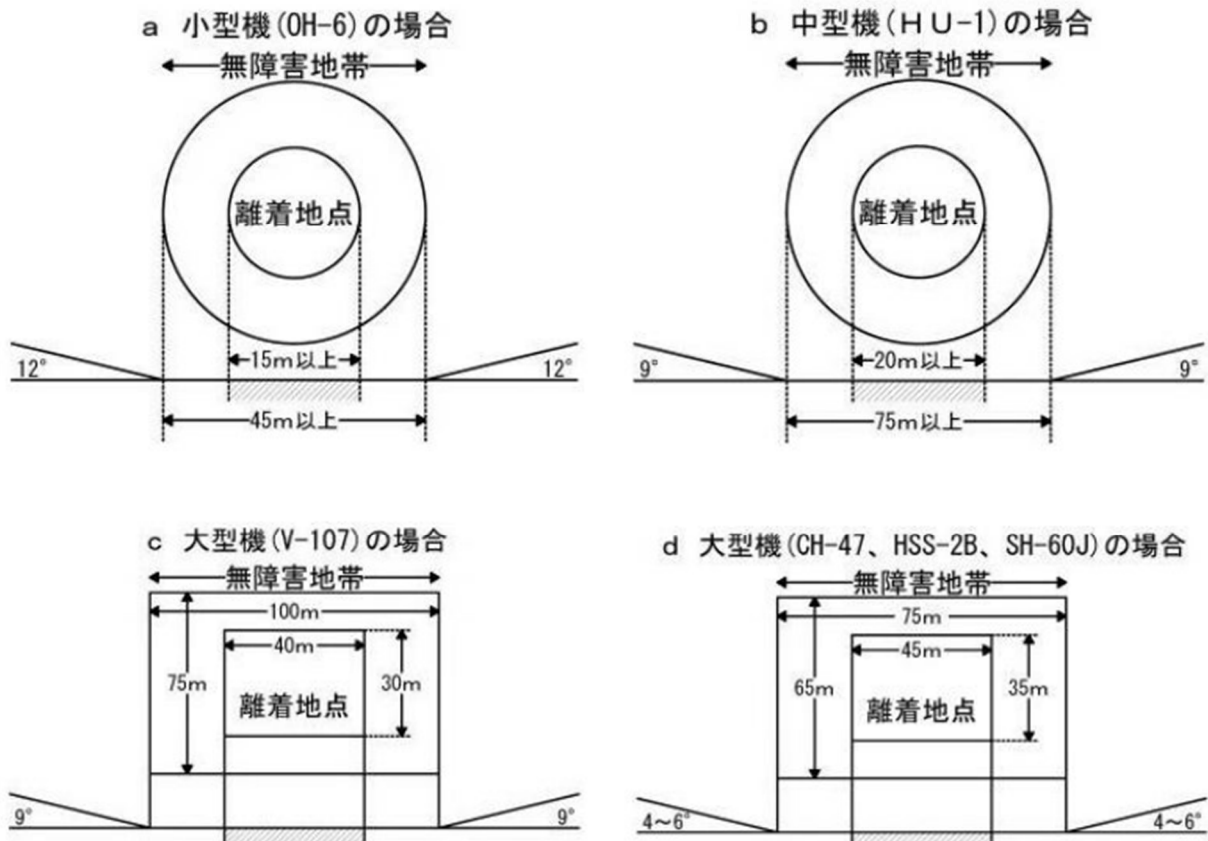
(4) 市における派遣部隊の受入れ体制

市は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

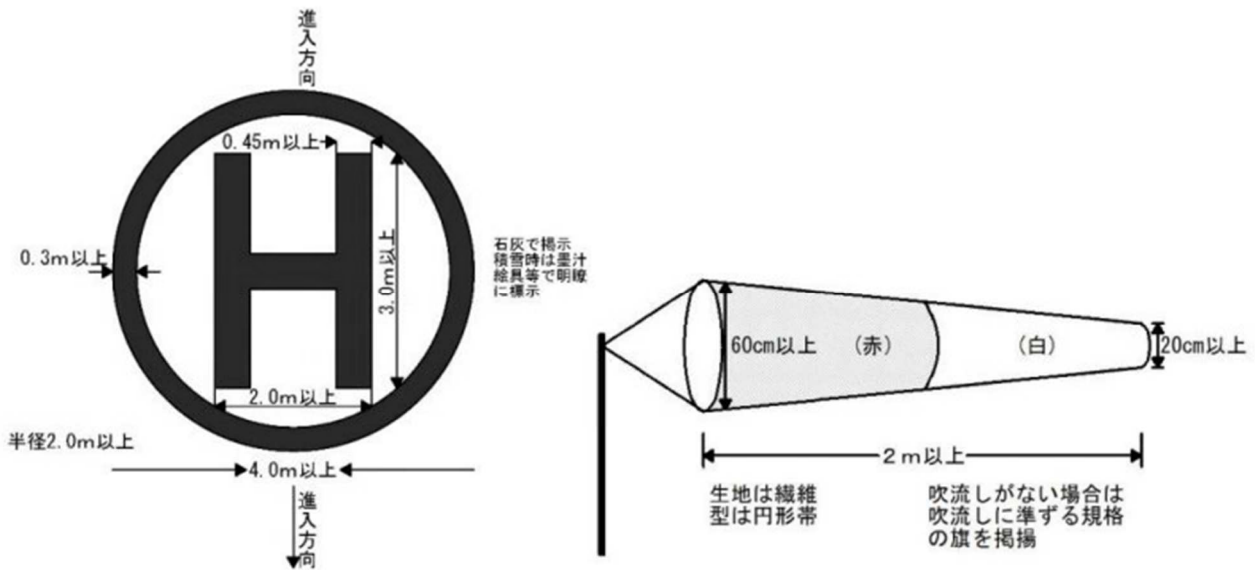
- ア 資機材の提供
派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。
- イ 連絡調整員の指定
市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。
- ウ 宿舍のあっせん
派遣部隊の宿舍等のあっせんを行うものとする。
この場合、学校、公民館等を宿舍施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。
- エ 臨時ヘリポートの設定(臨時ヘリポートの基準)
(ア) 下記基準を満たす地積(ヘリポート)を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



離着地点及び無障害地帯の基準



(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。



(ウ) 危険予防の措置

a 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

b 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

オ 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を可能な限り確保する。

カ 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

4 自衛隊の活動内容等

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携の下に救助活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の搜索援助
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 援助物資の無償貸付け又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去

シ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

イ 他人の土地等の一時使用等

ウ 現場の被災工作物等の除去等

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。

オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(4) 陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

作業区分	器材名		主要作業内容	
交通等	ドーザ	小型	1 土砂の切取り、盛土	
		中型	2 側溝掘削	
		大型	3 土砂運搬	
			4 地ならし	
	バスケットローダ		1 土砂運搬、車両等への積込み 2 軽易な地ならし、土砂の切り取り	
	クレーダ		1 整地 2 道路舗装 3 側溝掘削 4 除雪	
	トラッククレーン (20トン)		1 重量物の吊り上げ(クレーン) 2 土砂掘除、積込み(ショベル、その他)	
	ダンプ	2 1/2トン、3 1/2トン	土砂運搬	
		4トン		
	油圧シャベル		側溝掘削	
	橋(人員用)		人員の通過	
	車両橋用)	鋼製道板橋(MZ)		車両の通過
		浮のう橋(M4AZ)		〃
自走架柱橋		〃		
自走浮橋		〃		
ボート		人員、物量の水上輸送		
給水給食	浄水セット		浄水(1セットの展開に約10m ² の地積が必要)	
	野外炊事1号		給食	
消毒・衛生	除染車			
	化学加熱器			
	噴霧器	背負式		
		車載式		
		動力I型		
	入浴セット		入浴	
洗濯セット		洗濯		

5 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事態	事態の内容	希望事項
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(急患又は緊急に手当を要する負傷者)が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄旗	緊急事態発生	食料又は飲用水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

6 災害派遣の撤収要請

- (1) 派遣の目的を完了し、又はその必要がなくなった場合は、市長は知事等に対し自衛隊の撤収の要請を行うものとする。
- (2) 撤収の要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって行うものとする。

7 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常、派遣を受けた側の負担とする。細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- (5) 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第8節 他機関に対する支援要請

1 第七管区海上保安本部への支援要請

沿岸及び海上における風水害等の災害からの人命に関する救出、救助及び災害後の捜索、物資の海上輸送の実施のため、特に必要があると認められるときは、中央防災会議が策定する「防災基本計画」に基づき、第七管区海上保安本部の支援を要請するものとする。

- (1) 災害支援要請基準
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市自体において実施できる防災対策をとってもなお、万全を期すことができないと認められるとき。
 - イ 災害に際して人命の救出、救助のため、第七管区海上保安本部の支援が必要と認められるとき。
- (2) 災害支援要請要領
 - ア 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があると認める場合には、知事に対して次の事項を記載した要請書により、第七管区海上保安本部の災害支援を要請するものとする。

ただし、文書によって知事に支援要請を依頼するいとまがない場合や通信の途絶等によって、知事への依頼ができない場合には、大分海上保安部へ口頭等により要請するものとし、事後速やかに文書によって知事に要請手続きを行う。
 - (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項
- イ 本部長（市長）不在の場合は、副本部長（副市長、教育長の順位）が本部長の職務を代行するものとする。
- (3) 災害支援部隊の受入れ措置
- 第七管区海上保安本部の災害派遣を受けたときは、概ね次の要領により措置するものとする。
- ア 派遣を受ける船艇及び航空機の待機する場所の確保について必要な措置を行う。
 - イ 第七管区海上保安本部と連絡を密にするため連絡員を置く。
 - ウ 臨時ヘリポートの設置等、人命の救出又は救援物資の輸送を円滑に実施するための措置については、第3部第2章第13節「交通確保・輸送対策」のとおりとする。
 - エ 海上における船艇の接岸場所の設定は被災状況から判断し、第七管区海上保安本部と港湾、漁港区域の管理者との調整によって、接岸可能な場所を設定する。

2 その他機関への支援要請

- (1) 風水害・事故災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため他の市町村、防災関係機関等と市が締結している応援協定・覚書等は豊後高田市地域防災計画（資料編）6 防災対策（6-1）災害応援協定等一覧のとおりである。
- 総務部は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。
- (2) 広域応援要請に関する事項は、「第3部第2章第7節応援要請」の記載に準じる。
- (3) 市長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請するよう求めるものとする。なお、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令たる部隊の長にその内容を通報するものとする。この場合、市長は速やかに知事にその旨を通知するものとする。
- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- (4) 自衛隊の災害派遣は、「第3部第2章第8節自衛隊の災害派遣要請」に記載のとおりである。

第9節 ボランティアとの連携

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、市内外から参加するボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、本市においてはボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動がもつ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

2 組織体制

災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口として、ボランティアセンターを設置する。

- (1) ボランティアセンターの構成
- 豊後高田市、社会福祉法人豊後高田市社会福祉協議会(以下「市社協という」)で構成し、市がボランティアセンターを総括する。
- (2) ボランティアセンターの役割

- ア 市内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。
 - イ 総務部を通じて報道関係等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。
 - ウ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、市社協及び日赤の協力を得ながら市内外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。
 - エ ボランティアセンターの設置後、必要に応じて連絡調整のため職員を派遣するとともに、現地活動の後方支援を行う。
 - オ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報を適時・的確に提供する。
 - カ 災害が甚大で、災害ボランティアセンターの設置が困難な場合は、豊後高田市からの要請に基づき県社協が中心となってボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の支援を行う。
 - ク ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、ボランティアセンターと調整のうえ場所の提供に努めるとともに、上記に準じて情報提供を行う。
 - ケ ボランティア活動に必要な各種機材については、市と市社協が相互に協力し、被災地及び被災者の状況等を勘案して確保するよう努める。
- (3) ボランティア・NPO等の受入及び配置
- ア ボランティア・NPO等の受入及び配置については、ボランティアセンターが県社協災害ボランティアセンターと情報を共有し、連携を図りながら適切に行う。
 - イ ボランティア・NPO等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないように留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。
 - (ア) 専門ボランティア・NPO活動
 - a 医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護
 - b 被災者の健康管理やカウンセリング
 - c 災害応急対策物資などの資材の輸送
 - d 被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定
 - e 外国人に対する通訳
 - f その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する
 - (イ) 一般ボランティア・NPO活動
 - a 炊き出し等食事の提供
 - b 救援物資の搬入、仕分及び配布
 - c 避難生活者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
 - d 在宅避難者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
 - e 土砂撤去や清掃作業及び簡易な防疫作業
 - f 危険を伴わない範囲での片付け作業
- (4) ボランティア・NPO等の安全確保等
- ボランティアセンターは、県社協災害ボランティアセンターと連携して、ボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。

第10節 帰宅困難者対策

大規模な災害が発生した場合、通勤・通学者や観光客など交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

市は、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

(1) 市民、事業所等への情報提供

市、県及び防災関係機関と連携して、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、家族との連絡手段等について必要な情報を提供するものとする。

(2) 宿泊場所の確保

市は、帰宅困難者に対して、公共施設等を宿泊所として提供するとともに、旅館・ホテル等の観光施設管理者に対して、宿泊場所の提供を要請する。

第11節 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な応急用・復旧用物資及び資機材の迅速、円滑な確保を図るため、調達体制を整備する必要がある。市は当該物資及び資機材の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。

2 市における応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

市による応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給が必要と判断される場合、又は他市町村その他の防災機関から要請があった場合には、次のように対処する。

(1) 備蓄物資の供給

市が保有する物資及び資機材を供給する。

(2) 流通在庫又は生産業者からの調達

市は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、物資及び資機材の確保を図るとともに、供給計画を作成し、その進行管理を行う。

(3) 県内及び県外市町村、県への応援要請

「第3部第2章第7節応援要請」に準ずる。

(4) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、市内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては市外業者等から調達供給するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第12節 交通確保・輸送対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

1 豊後高田市の役割

(1) 市が災害応急対策等を実施するために必要な輸送は、原則として市が行う。

(2) 市長は、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

2 輸送の基準

輸送は、おおむね次の基準により実施するものとする。

(1) 第一段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第二段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設(道路、港湾、漁港、ヘリポート等)の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第三段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送拠点(物資輸送拠点)の設置

市の物資輸送拠点となる大分北部中核工業団地に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。なお、被災又は地形等の理由から、隣接市の物資輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、総務部が当該市に要請し、連携して行う。

4 災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、大分県がこれを実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市長が知事の委任を受けて、これを実施する。

(1) 輸送の範囲とその期間

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送（人員輸送）		発生の日から14日以内
助産に関する輸送（〃）		〃 13日以内
被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）		〃 3日以内
飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ水器等、資機材輸送）		〃 7日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊き出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	〃 7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃 10日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃 10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内 その他は15日以内
遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から10日以内
遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）		〃 10日以内

(2) 輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- ア 輸送費（運賃）
- イ 借上料
- ウ 燃料費
- エ 消耗品器材
- オ 修繕料

(3) 輸送実施に伴う豊後高田市の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

5 陸上輸送体制

(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

ア 交通状況の収集・把握

市は、関係機関の協力を得て、常に市内外の交通情報を収集、把握を行う。

イ 交通規制の実施

(ア) 交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条 第1項
	同上	県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行 車両以外 の車両	災害対策基本法 第76条 第1項
警察署長	通行の禁止 又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第5条 第1項
警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第6条 第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法 第46条 第1項

(イ) 緊急通行車両以外の車両の交通規制

下記主要路線の交差点等において、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると判断した場合は公安委員会へ連絡する。

主要な路線	主要な交差点等	警察署等	規制内容
大分自動車道	各IC	高速道路交通警察隊	緊急通行車両以外の車両の通行 禁止・制限一般車両の迂回、誘導
東九州自動車道	各IC		
大分空港道路	各IC		
国道10号	岩崎	宇佐	

ウ 緊急交通路確保のための措置

(ア) 交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示又は警察官の指示により行う。

a 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口やこれらと交差する道路と

の交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

b 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

(イ) 迂回路の指定

緊急通行路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

(ウ) 市民への交通規制情報の提供

総務部は、交通規制箇所を把握し、報道機関等に協力を求めるなど、積極的に市民に対して情報を提供する。

(エ) 道路管理者による車両の移動等

道路管理者は、市が管理する道路において、放置車両、立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。この場合において、その命令の相手方が現場にいないため、その命令をすることができないときは、道路管理者が自ら車両の移動等を行うものとする。

(2) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

ア 交通施設の被害状況の把握

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、土木部は速やかにパトロール等を実施し、市内の緊急輸送道路及びその他主要道路等の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握し、総務部及び各道路管理者並びに警察署へ通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

イ 総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

(ア) 交通施設の総合的な被災状況の把握

総務部は、上記により報告を受けた交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

(イ) 緊急輸送道路等の啓開及び応急復旧方針の策定

土木部は、救助のための緊急輸送や被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じて、上記により取りまとめた道路施設の被災状況から復旧時間、大型車両の通過可否、通行可能交通量等を勘案し、優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定する。

ウ 交通施設の応急復旧

(ア) 道路啓開及び復旧の体制の把握

土木部は、必要に応じて大分県建設業協会豊後高田支部の会員の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について、聞き取り調査するなど、道路啓開や応急復旧を行う体制を把握する。

(イ) 道路啓開の実施

土木部をはじめ各道路管理者は、大分県道路啓開計画に基づき上記で道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路をはじめ、所管する道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

また、必要に応じて土木事務所と連携し、道路啓開を実施する。

(ウ) 応急対策の実施

道路管理者は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

(エ) 自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、総務部を通じて出動要請を依頼する。

エ 輸送手段等の確保

(ア) 車両の確保・配車

総務部は、各庁舎の車両保有状況を考慮し、各部からの要請に応じて配車を行うものとする。

(イ) 輸送方法

総務部は、輸送計画を作成し、迅速かつ効率的に輸送するものとする。

オ 燃料の確保

輸送に必要な燃料については、大分県石油販売協同組合高田支部との間で締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書」(平成19年1月)に基づき、確保する。この場合の調整窓口は総務部とする。

カ 自衛隊への応援要請(空輸)

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

キ 輸送経路の選定

総務部は、交通規制や道路の被害状況等を考慮し、輸送経路を選定する。特に、災害発生直後等輸送経路の安全確保が確認できない場合、各部と協議の上、安全な輸送経路の確認を行う。

6 海上輸送体制

(1) 海上輸送路の確保

ア 港湾・漁港の管理者は、市、県、自衛隊、大分海上保安部、大分県漁協等と協力し、交通の可能な航路、漁港等の施設の被害復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、総務部に報告する。

イ 総務部は、漁港施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを決める。

ウ 管理者は、自衛隊、大分海上保安部、大分県漁協等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

(2) 漁港の応急復旧

ア 緊急輸送港啓開の実施

管理者は、緊急輸送港の被害状況、障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び大分県漁協等の協力を得て啓開作業を実施する。

イ 復旧作業の実施

管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に回復できるよう、復旧工事を実施する。

ウ 係留許可

管理者は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可等を行う。

エ 障害物集積場所の確保

管理者は、漁港施設公共用地等を利用して、回収した漂流物の集積場所を確保する。

(3) 輸送手段の確保

海上輸送は、海上自衛隊、大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会、大分県漁協及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。

ア 海上自衛隊の艦艇

イ 海上保安庁の船舶

ウ 大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会所属救助船

エ その他防災関係機関及び民間船舶

(4) 集積場所の確保

管理者は、漁港施設、港湾施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

7 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、防災関係機関は相

互に協力するものとし必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。なお、防災関係機関が輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

8 防災機関が実施する輸送協力等

運送事業を実施する指定公共機関等は、市からの要請に応じて、その輸送業務に積極的に協力するものとする。

第13節 広報活動・災害記録活動

大規模な災害が発生した場合、市民生活の安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。

市は、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるようボランティア団体とも連携を図りながら、多様な媒体・方法により広報活動を展開する。また、市民からの問い合わせに的確に対応できる体制を確立する。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であることから、被害や対応の状況について記録するものとする。

また、収集した情報等を基に必要に応じて検証作業を実施するとともに、検証結果については関係機関との共有を図るよう努める。

1 実施体制

災害対策本部設置後の広報は、総務部において行い、広報事項については、あらかじめ災害対策本部長の承認を得て広報するものとする。

2 報道機関に対する情報の提供

報道機関に対する情報の提供（記者会見）は、本部長が必要と認めた場合に、本部長、副本部長、総務部長又は総務部副本部長が行うものとする。

3 一般市民に対する広報

（1）災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等を取りまとめて、告知端末、ケーブルテレビ（L字放送）、広報車等を活用して、一般に周知するものとする。

（2）被害発生後の広報

被害発生中又は発生後は、被害の推移、避難情報、応急措置の状況が確実に行きわたるよう広報活動を行うものとする。

特に電力、水道、道路等の復旧状況及び交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動状況に重点を置き、人身の安全と激励を含め、沈着な行動を要する広報活動を実施するものとする。

（3）要配慮者に対する広報

市内の手話通訳者及び外国語通訳者に事前に依頼し、その協力を得て、聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう配慮する。

4 安否情報の対応

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

5 広報の方法

- (1) ケーブルネットワーク（屋外拡声器、告知端末、テレビ、L字放送）を通じたの広報
- (2) インターネット（ホームページ、フェイスブック等）を活用しての広報
- (3) 広報車による広報
- (4) チラシ、貼り紙、立て看板による広報
- (5) テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じたの広報
- (6) その他適切な広報媒体を通じたの広報

6 災害記録活動

被害状況や災害対策本部会議における会議内容について、写真、動画、音声等の方法により記録し、救助、復旧並びに今後の防災計画の資料とする。

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

- 第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等
- 第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導
- 第3節 津波からの避難
- 第4節 救出救助
- 第5節 救急医療活動
- 第6節 消防活動
- 第7節 二次災害の防止活動

第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等

1 被害の未然防止、拡大防止の市民への呼びかけ

市及び防災関係機関は、機関相互及び内部において、津波警報等の情報が確実に伝達され、共有化できるようにその経路及び方法を確立するものとする。

なお、情報伝達の経路及び方法を確立するに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により途絶する可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

国が発信するJアラート（全国瞬時警報システム）をはじめとし、屋外拡声器や告知端末、県民安全・安心メール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、広報車、テレビ、インターネット（ホームページや、フェイスブック等のソーシャルメディア）等を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止に努める。

その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

【広報例】

こちらは豊後高田市です。
ただいま、豊後高田市全域で大きな地震がありました。
津波やがけ崩れのおそれのある場所にいる皆さんは、
速やかに高台や安全な場所へ避難してください。
今後も余震が続くと思われます。十分に注意して
落ち着いて行動してください。

2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

発見者、警察官、海上保安官等から通報を受けた場合、市長は速やかにその概況を把握確認の上、被害を受けるおそれのある地域の市民に周知するとともに、関係機関に通報し必要な措置を求める。

3 災害発生時に一時滞在する方々への情報伝達等

市は、管轄区域内の居住者、各種団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、本市の地形に即した最も有利となる情報伝達の手段の構築、学校等における情報端末の設置、インターネットの利用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報収集・伝達手段の強化を図るものとする。

4 津波に関する情報の市民への伝達等

(1) 海面状態の監視等

沿岸部区域は、津波警報等が発表された場合や弱い地震でも長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波の危険性のない高台等において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

もし、異常現象を発見した場合は、速やかに市を含む関係機関に通報するものとする。

(2) 津波災害に備えた市民等への呼びかけ～津波に対する自衛措置～

津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到達することがあるので、沿岸部地域は、強い地震（震度5弱以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

ア 市長は、自らの判断で海岸付近の市民に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示することができる。

イ 市は、市民に対してテレビやラジオ放送を聴取するよう啓発に努める。

第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導

1 避難指示等の基準

避難指示等を行う基準は次のとおりとする。

- (1) 地震火災の拡大により、市民の生命の危険が認められるとき。
- (2) 崖崩れ等の前兆となる事象が発生または発生する恐れがあり、付近住民の生命の危険が認められるとき。
- (3) 有毒ガス等の危険物質が流失拡散し、またはその恐れがあり、付近住民の生命の危険が認められるとき。
- (4) 地震により堤防が決壊し、家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。
- (5) 沿岸部における避難指示
 - ア 強い地震（震度5弱以上）、あるいは長い時間ゆっくりとした弱い地震が発生し、津波の恐れがあるとき。
 - イ 地震発生後、気象庁から津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (6) その他地震の状況により、市長が必要と認めるとき。

2 避難経路及び誘導方法

- (1) 突発的災害の場合の避難者について、誘導にあたる者は十分な連絡のもとに自身の身の安全に配慮しながら強い意志をもって誘導にあたり、市民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努めるものとする。
- (2) 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。
- (3) 避難者が自力によって立ち退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出するものとする。
- (4) 避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できない場合は、直ちに県又はその他の機関に援助を要請するものとする。
- (5) 避難者の誘導の経路はできうる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずるものとする。
- (6) 危険な地点には、標示、縄張り等を行うほか、夜間にあつては特に誘導員に配慮し、浸水地にあつては船艇又はロープ等を使用して安全を期するものとする。
- (7) 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会・自主防災組織単位等で行うものとする。
- (8) 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、ちり紙等とし、その他は最小限の着替え、日用の見回り品とする。なお、服装はできうる限り軽装とし、素足を避け必ず帽子・頭巾等をつけ、雨合羽等防雨防寒衣を携行するものとする。
- (9) 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておくものとする。

3 避難所

- (1) 地震時の避難は、火災、余震の恐れがあるため、屋外の緊急避難場所（避難地）に避難し、その後避難所に避難を行うものとする。なお、避難所については、その安全性を把握（施設管理者、応急危険度判定士、専門技術者等の協力により）したうえで、指定するものとする。

予定した避難所が使用できないとき又は災害が激甚で市内に避難所を設置することが困難な場合は、知事又は隣接市町村長に被災者の収容について要請するものとする。
- (2) 避難所開設の期間及び費用の管理

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とし、避難所開設に要する費用は、災害の規模・程度によりその都度定める。ただし、災害救助法が適用された場合は、同施行細則に定めるところによる。なお、開設期間は必要に応じて延長することができるものとする。
- (3) 避難所の開設及び管理

市の指定する避難所を開設した場合は、避難所ごとに管理者を指定し、迅速・公正をもって被災者の救援保護に努めるものとする。

(4) 帳簿の整理

避難所を設置した場合は、直ちに避難所開設状況を知事に報告しなければならない

4 避難者に周知すべき事項

避難指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努めるものとする。

- (1) 避難すべき理由（危険の状況）
- (2) 避難の経路及び避難先
- (3) 避難先の給食及び救助措置
- (4) 避難後における財産保護の措置
- (5) その他

5 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うものとする。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うものとする。

6 学校等、社会福祉施設等における避難

- (1) 児童・生徒や施設利用者の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討し、「学校防災計画」や「避難確保計画」の作成・更新に努めるなど、安全な方法を考慮しておくものとする。
- (2) 各学校等・施設ごとに次のことを定め、徹底するものとする。
 - ア 避難実施責任者
 - イ 避難の順位
 - ウ 避難誘導責任者及び補助者
 - エ 避難誘導の要領及び措置

7 車両等の乗客の避難措置

- (1) 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。
- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させ、市長に対し避難措置等について、必要な協力の要請を行うものとする。

8 市の実施する避難措置及び報告、公示

- (1) 市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者、その他の者に対し、避難措置を実施するとともに、必要に応じて立ち退き先を指示するものとする。
- (2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。
- (3) 市長は、避難指示等の発令をしたとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を速やかに知事（大分県北部振興局経由）に通報するものとする。
 - ア 避難指示等の発令及び発令者
 - イ 発令の理由及び発令の日時
 - ウ 避難の対象地域
 - エ 緊急避難場所
 - オ 避難世帯数及び人数

カ その他必要な事項
(4) 市長は、避難の必要がなくなったときは、警察署・消防署等に連絡するとともに、直ちにその旨を公示するものとする。

9 避難等の解除

市は、避難等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする

第3節 津波からの避難

1 津波からの避難についての基本的な考え方

東日本大震災の被災者からの意見をはじめ、被災地における調査結果から、津波から安全に避難するためには早期避難が重要であることや、津波の襲来を予想していない人でも周囲の声かけにより避難したということが明らかになっている。

このため、自主防災組織や自治会で隣近所に呼びかけながら、避難行動を連鎖的に広げていくことが重要であり、そのためにも地域での日頃の活動や付き合いを大事にし、防災訓練を重ねておくことが必要である。

また、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考慮しておくなど、想定にとらわれずに行動することが必要である。

今後の地震や津波時の犠牲者を最小限に止めるためには、日頃から避難経路や避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ地震や津波が来襲してきたときは、どのような状況にあっても直ちに近隣の高台等に避難する意識を持っておくことが必要である。

東日本大震災の教訓を踏まえ、より実効性のある支援を行うため、市は避難行動要支援者名簿を作成し、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

ただし、避難支援等関係者の安全確保に配慮するため、地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが望ましい。その上で、避難行動要支援者には、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうことが大事である。

2 居住者等に求められる避難への備え

避難対象地区内の居住者等が、指定緊急避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を日頃から家族や地域と確認しておき、津波が襲来した場合の避難について、訓練等により所要時間を把握し、自主的な避難を行えるように津波ハザードマップの作成や地域防災訓練の推進を図るものとする。

3 要配慮者の避難

(1) 地域における要配慮者の避難

東日本大震災で被災し大分県に避難された方々に、大分県が「ご高齢の方や障がいのある方など、お1人での避難が難しい方の避難の方法」について、確認したところ、下記表1の意見がでている。

その結果、予め手助けが必要な方を地域で把握し、避難行動要支援者を含めた避難訓練を重ねて、自動車の利用ルール等を地域で話し合っておき、隣近所で声をかけ合って避難することが重要であることが再認識されたため、避難訓練等を通じて要配慮者対策を図るものとする。

【表1】

	本県避難者からのご意見	被災時県
①	避難の方法としては地域の連携が最重要だと思います。	福島県
②	日頃から近所の方や、地区の消防団などにより、避難の手助けを行う体制を構築	福島県

	しておくことが有効だと思います。	
③	高齢者は日中1人きり。近所の人達の気配りが大切だと思います。	宮城県
④	自治会の下部組織の充実化が必要。そしてその中心になれる方の人選も、行政で把握しておく必要があると思う。老人世帯、独り暮らしの他、日中独り暮らし（若い方が仕事に出て）の方の把握、健康状態等もチェックしておけたらいいと思います。 私の地区にも、知的障がいの独り暮らしの方がいました。折良く介護ヘルパーさんが来て頂いている時間帯でしたので避難できました。このように、ヘルパーに来ての方との連携も必要	福島県
⑤	ご高齢の方など1人での避難が困難な方はあらかじめ、このような方々の住んでいる場所を把握し、緊急時に何らかの形で対処する他はないと思う。	岩手県
⑥	私は高齢ではないですが持病があるので、医薬品や体に関わる物がなくなりそうでとても不安でした。また、一見健康そうに見られるので、あえて言いづらいのも不安でした。 お1人での避難が難しい方で、いつもヘルパーさんが来ている所は来てくれている所もありました。そうでない所は、近所同士で見えあげることが必要だと思います。車があれば良いのですが、みんながパニックだし、身動きも取りづらい状況だったので、普段から強制的にでも近所で確認し合っておくべきでした。	宮城県
⑦	近所の人達の声かけが大切だと思います。	—
⑧	よく車で避難するのがいいと言われるが、結局混雑して乗り捨てることになる。リヤカーで地域の人達で運んであげるのが一番良い。	福島県
⑨	日ごろ、避難弱者の状況情報を入手しておく必要があると思う。隣同士、助け合うことが出来る様、ある程度、決めておく必要がある。	福島県
⑩	高齢の方は避難しないと強く心に決めておられる方も多かったようでした。普段から何かあれば避難しましょうというふうに近所の方との話し合いができていればスムーズなのかな？と思います。	宮城県
⑪	実際に有効だったことは、近所の人声かけ(普段からも認識が必要)・見知らぬ人でも車に乗せる。	福島県
⑫	各人について、避難のためのシミュレーションを行い、確実に避難できる方法を検討しておく必要があると思います。	福島県
⑬	この地区は、どこに逃げるのか普段から、決めておいて、食べ物や、毛布などを準備しておいて、すぐに逃げられるように、日ごろから訓練をしてマイクロバス等ですぐに避難できるといいですね。	宮城県
⑭	声かけ、定期的な避難訓練(大規模な災害想定で実施する。)→実際に私の母は目の前が海の所に住んでいました。この避難訓練の通りに高台に避難し助かりました。(5分遅かったら助かりませんでした。)	福島県
⑮	85歳の祖母も一緒に避難しましたが、腰が曲がって歩行も大変なため、急ぐような行動は取れませんし、疲れたり寒さに弱かったり色々大変でした。	福島県
⑯	行政(市町村)の福祉専用車で避難させたり、(ワゴン車等で。)介護用品も一緒に。	福島県
⑰	(子どもが保育園児のため)あらかじめ保育園等で安全な高台の避難場所を確保し、へたにお迎えに行ったら渋滞に巻き込まれ、被害に遭うことのないよう、事前に保護者と保育園側でどうするか擦り合わせておく必要がある。園バスで保護者に送り届けようとして被害に遭ったケースもありますよね。「津波てんでんこ」で各自避難できる体制を整えておくことが大事だと思います。	千葉県

(2) 施設における要配慮者の避難

東日本大震災での下記ア、イの事例から、施設職員のスピーディな行動と危機感を持って日

頃の訓練を積み重ね、避難行動時間の短縮化を図っておくことが重要である。

ア 岩沼市（宮城県）：特別養護老人ホームにおける奏功した避難

岩沼市の特別養護老人ホーム「赤井江マリンホーム」は、海に面し、海岸からわずか200m程の場所に位置している。地震発生後、ラジオから津波が来るとの報道を職員が聞いたため、指定避難所となっている約1.5km北の仙台空港ターミナルビルに避難することを決めた。職員が所有する5台の車で、施設の利用者96人をピストン輸送することとし、14時50分に最初の車が発した。15時20分頃に市役所の公用車4台が応援に加わり、15時30分にはすべての利用者の搬送が完了した。その後、職員がいったん施設に戻り、最後の確認をして144人全員が避難を終えたのは15時53分だった。その直後、仙台空港にも津波が襲来して、滑走路は津波で浸水し、空港ビル1階にはがれきや車などを押し込んだ。

イ 石巻市（宮城県）：介護施設の入居者等を救った日頃からの避難訓練

石巻市南浜町にある介護施設「めだか」には、震災当時、高齢者50人と職員30人の計80人がいた。介護施設「めだか」は、海から400m程しか離れていない場所にあったため、日頃から地域ぐるみで防災対策を実施しており、年に4回の避難訓練に取り組んでいた。今回の震災では、鉄骨2階建ての建物は津波の被害に遭ったものの、施設にいた全員が近隣の高台に避難して助かった。これは、危機感を持って日頃訓練をした成果であり、訓練実施当初には、約20分かかっていた避難時間も、5分にまで短縮できたことが大きい。

4 夜間等の避難への備え

津波が夜間に発生したり、停電の場合に備えるためには次のことを市民に対して周知徹底するものとする。

- (1) 懐中電灯や携帯ラジオ等を直ちに携帯できるように備えておくこと。
- (2) 地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくこと。
- (3) 自治会や自主防災組織の協力を得て、すみやかに避難所を開設できるように、指定避難所の開け方（鍵の管理）や電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくこと。

5 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、地震の揺れやそれに伴う液状化などにより家屋の倒壊、落下物、道路の損傷や段差が発生したり、渋滞・交通事故が発生するなど、多くの課題が懸念されるため、避難については徒歩によることを原則とし、市は市民に対して周知徹底を図るものとする。

ただし、津波到達時間や要配慮者の支援など、緊急でやむを得ない場合は、自動車による避難も考慮しておく必要がある。特に避難行動要支援者にあつては、徒歩による避難が困難な場合もあるため、地域の実情等を総合的に勘案し地域で合意形成を図ったうえで、避難方法をあらかじめ検討しておくことが必要である。

6 居住者等に求められる避難

市は、津波時に速やかに避難が行えるように次のことを市民に対して周知徹底するものとする。

- (1) 強い揺れを感じた時は、海拔表示板等を参考にして、指定緊急避難場所等へ直ちに避難する。
なお、津波到達時間が短い地域では、直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所等へ一時避難をし、周囲の安全が確認できた後に避難所へ避難する。
- (2) 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが家族や地域内の率先避難者となるように努める。
- (3) 正しい情報をラジオ・テレビなど、あらゆる情報伝達手段を通じて入手する。
- (4) 津波警報や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。

7 船舶に求められる避難

市は、津波時に速やかに対処できるように次のことを管内の船舶等関係者に対して周知徹底するも

のとする。

- (1) 大分港長（大分海上保安部長）から、港則法に基づく港外退避等の命令・勧告が発令された場合には、それに従うこととする。（港則法適用港のみ。）
- (2) 正しい情報をラジオ・テレビ等を通じて入手する。
- (3) 津波襲来までの時間的余裕がない場合の措置
人命の安全確保を第一に考慮し、可能な限り船舶の流出防止措置をとった後、各地区、各機関ごとにあらかじめ定めた緊急避難場所へ速やかに避難する。
- (4) 津波来襲までの時間的余裕がある場合の措置
 - ア 陸揚げできる小型船については、陸揚げし津波により海上に流出しないよう固縛後、上記(3)の措置をとるか、港外退避の措置をとる。
 - イ 陸揚げできない船舶については、原則港外退避の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒を続ける。
 - ※1 津波襲来までの時間的余裕がない場合とは、津波警報等が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで。）がない場合をいう。
 - ※2 港外退避海域とは、港外の水深が深く、十分広い海域をいう。

第4節 救出救助

1 救出救助の実施体制

市は、被災者の救出救助及び搬送について、警察官及び海上保安官、関係機関と協力して速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び市民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力するものとする。また、道路の寸断等により広く発生する孤立集落への救出救助活動も必要となる。特に津波浸水想定区域では、多くの市民が津波被害から免れるために、事前に決められた高台等へ避難していることが考えられる。そのため、避難状況を迅速に把握し、関係機関協力のもと緊急的な救援要請に応えることが必要である。

- (1) 消防署及び消防団による救出
地震時には、同時多発的な火災の発生による消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、救助隊を編成し状況に応じて、人身災害の拡大防止を図るものとする。
- (2) 警察官との連絡
救助隊は、警察官と相互に連絡協力して、被災者の救出に努めるものとする。
- (3) 市民等の協力
市民は積極的に救助隊に協力し被災者の救出に努めるものとする。市長は、緊急に救助を要する場合は、災害対策基本法第65条の規程により、現場付近の住民に対し従事協力を命じ、救出活動に当たらせるものとする。
- (4) 自衛隊への災害派遣要請
市長は、必要があると認めたときは、第3部第2章第7節「自衛隊の災害派遣要請」に定めるところにより、災害派遣を要請し、被災者の救出に万全を期するものとする。

2 救出の対象者

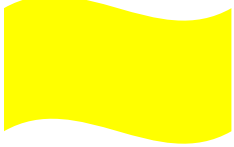
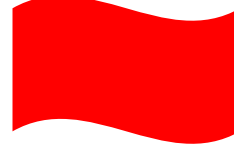
災害のためにまさに生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者。
また、関係機関が全力で助けようとしても助けられない可能性があることを十分理解してもらうことも救出活動である。

3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

○サインの内容

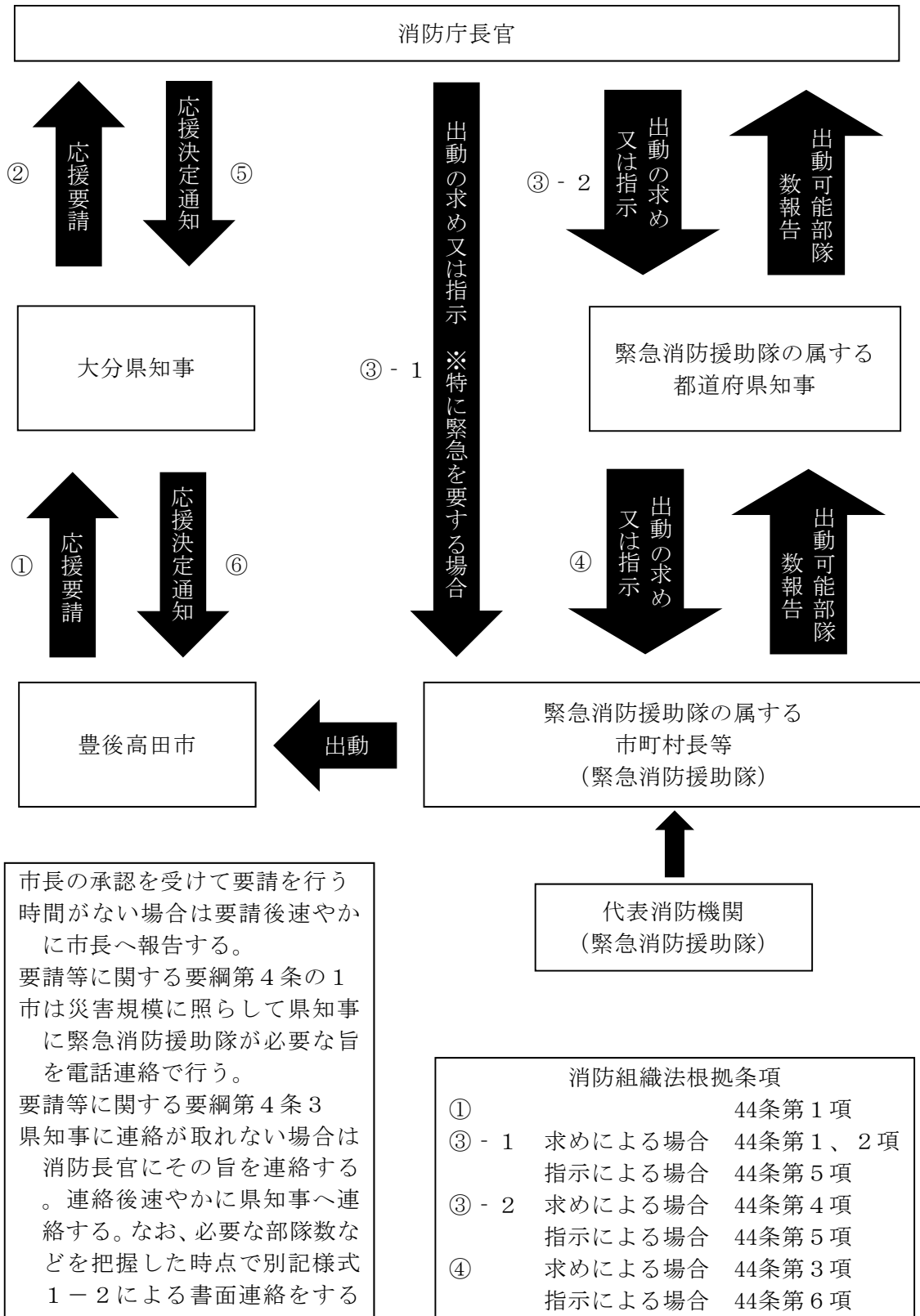
規格 布(概ね2m×2m)

<p>1 黄色</p> 	<p>避難者がいることを示す</p>	<p>2 赤色</p> 	<p>避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す</p>
---	--------------------	--	--

4 救急、救助要領

- (1) 救急隊運用は、各署々別運用とする。ただし、災害対策本部から消防本部へ出場指令があった場合は、速やかに救急隊を編成し、対応するものとする。
- (2) 通信可能な有線電話、無線等を活用し、防災関係機関との情報連絡により病院、その他医療機関並びに応急救護所の開設状況等を把握し、傷病者の受入体制等の情報収集に努めるものとする。
- (3) 救急車による搬送は、救命の処置を要する傷者を優先とし、その他の傷者は、できる限り自主的な処置で対応し、他の救護機関と連携の上、救急活動を実施するものとする。
- (4) 救急隊長は、現場の状況を速やかに消防部及び総務部に報告するとともに、必要な措置を行うものとする。
- (5) 救命の処置を必要とする傷者が多数発生した場合は、消防隊、救助隊、救急隊を集中して、人命活動にあたる。
- (6) 救助隊は、特に人命の救助活動を優先して実施するものとする。
- (7) 散発的で小規模の救助事象は、消防団員又は、付近住民の自発的な活動により行うものとする。
- (8) 救急、救助活動は、人的被害の規模の大きい現場を優先する。
- (9) 福祉保健部による所定の救護所が開設されるまでの間、署又は、現場付近の安全な場所に仮救護所を設置し、傷病者の応急救護を行うとともに、協定に基づく医師会の医療救護班の出動及び医薬品等必要な資材の補給を要請する。
- (10) 救急隊は、倒壊の規模が大きく、多数の要救助者があり、且つ周辺地域に火災が発生し、延焼危険が予測されるときは、早急に消防隊、救助隊の応援を要請する等、救助活動と消火活動の緩急調和を図るものとする。
- (11) 爆発時の災害活動は、瞬時にして多数の死傷者の発生が予測されるので、次の点に留意するものとする。
 - ア 再爆発による、二次被害を防止するため、消防団員、警察官等と協力し、早期に警戒区域を設定するとともに、摩擦、衝撃等による発火危険防止のため器具、工具の使用に注意する。
 - イ 毛布、シート、防火衣等、あらゆる資材を活用して、応急担架を作り、効率的な救出活動を行う。
- (12) 毒性ガス等、流出時の災害活動は、気象条件、性状等によりその拡散、滞留範囲が異なり、被害状況の把握に困難をきたし、活動が遅延する恐れがあるので、次の点に留意する。
 - ア 施設関係と協力し、早期に発生源の防止措置を行い、ガスの性状に応じ希薄、中和及び冷却等の措置を講じ、二次的災害を防止する。
 - イ 早期にガス拡散、滞留範囲の確認に努め、市民に危険あるときは、警戒区域を設定し、風上方面の安全地帯への避難誘導をするとともに、避難不能者の検索活動を行う。
 - ウ ガス中毒及び負傷者に対し、酸素吸入、その他適切な応急処置を行う。
 - エ 活動隊員は、有毒ガス性状に対応できる装着を行い、指揮者は、監視を怠らないこと。
- (13) 市は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定に基づき応援要請を行うものとする。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、次の図の示すとおり緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行うものとする。

緊急消防援助隊応援要請系統図



第5節 救急医療活動

地震・津波により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する。

1 実施責任体制

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療救護は、主として市が医師会、薬剤師会及び関係防災機関の協力を求めて、福祉保健部が主体となり実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、大分県地域防災計画の定めるところにより県が実施し、市はこれに協力するものとする。

2 医療供給体制の確保

福祉保健部は、市内の医療機関では負傷者を受入れ出来ない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。

また、豊後高田市医師会、豊後高田市歯科医師会、豊後高田市薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努めるものとする。

市は、大規模な災害の発生により、市独自で医療及び助産の実施が困難になった場合は、県に対して医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

3 医薬品・医療資器材等の確保

福祉保健部は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を協定する卸売業者や最寄りの販売業者等から調達するとともに、県に対して医薬品・医療資器材等の調達を要請するものとする。

4 医療救護班の受入れ・調整

福祉保健部は、医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の円滑な受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を、災害拠点病院（DMAT指定病院）・豊後高田市医師会・県地区災害対策本部保健所班と協力して行うものとする。

5 災害拠点病院への措置

福祉保健部は、災害拠点病院（DMAT指定病院）が重症患者等の受入及び域外搬送の拠点となるため、円滑な受入及び搬送を実施するために必要な調整を行うものとする。

表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況（平成31年4月1日現在）

医療圏	病院名	地域災害拠点病院	大分DMAT指定病院
東国東	国東市民病院	○	○
中津	中津市立中津市民病院	○	○
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院	○	○

6 災害救助法の規定による医療又は助産

(1) 医療実施の基準

ア 医療の実施範囲

(ア) 診察（疾病の状態を判断するもの）

(イ) 薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）

(ウ) 処置、手術、その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

イ 医療救護の対象者

(ア) 災害のため医療の途を失った者（罹災者の有無を問わない）

- (イ) 応急的な医療をほどこす必要のある者
- ウ 医療の実施期間
医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。
- エ 医療のため負担する費用の範囲
(ア) 医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費
(イ) 病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内
- (2) 助産実施の基準
 - ア 助産の範囲
(ア) 分べんの介助の支援（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）
(イ) 分べん前、分べんの処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。）
(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
(エ) 分べんに異常があった場合は、医師等と相談の上、必要な対応をとる。
 - イ 助産の対象者
(ア) 災害のため助産の途を失った者
(イ) 災害発生の日の前後7日以内に分べんした者
 - ウ 助産の実施期間
助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。ただし災害発生の日前に分べんした者は、分べんの日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。
 - エ 助産のための費用の負担の範囲
(ア) 医療救護班による場合は、使用した材料の実費
(イ) 助産所その他の医療機関による場合は、豊後高田市における慣行料金の8割以内の額
- (3) 災害救助法が適用された場合の医療救護措置
県の実施する医療及び助産措置について、次により協力するものとする。
 - ア 所属の救護班（福祉保健部）を出勤させること。
 - イ 臨時救護所の設置に関すること。
 - ウ 所属の医療機関に傷病者を収容すること。
 - エ 他の機関の医療班又は救護班の受入れに関すること。
 - オ その他医療救護に関し、必要なこと。

第6節 消防活動

1 消防活動

市は、その市域に係る各種災害が発生した場合においては、これからの災害による被害の軽減を図るため、市の消防活動に関する計画に基づき消防隊の編成を行い、次の活動を行うものとする。

- (1) 火災警防活動
- (2) 風水害警防活動
- (3) 避難・誘導活動
- (4) 救助・救急活動

2 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には「大分県常備消防相互応援協定」「大分県緊急消防援助隊受援計画」及び「大分県消防団相互応援協定」等に基づき、協定を締結する他の市町村等に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関し必要な連絡調整を求めるものとする。

- (1) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

- (2) 発災市の消防力で防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

3 同時多発火災の応急対策

- (1) 地震によって起こる火災を防止するため、消防署及び各分団の車両により管内を巡視し、出火予防を呼びかけるものとする。
- (2) 地震の発生等に伴い、電話の混線が予想されるので、この場合も前項に準じ各車両を巡回させ火災の早期発見に努めるとともに、無線又は適宜の方法により速やかにその状況を報告し、災害の初期鎮圧を図るものとする。
- (3) 消防団は、管内を巡回し可能な限り隣接分団と連携を密にし警戒するものとする。火災を発見した場合は、極力自衛で鎮圧を図り、もし、火災規模が大きく自衛のみでは消火することが困難であると判断したときは、その状況を速やかに消防本部に報告し、他の分団の出動を要請するものとする。
なお、隣接各分団は、現に出動している分団の管内も併せて巡回し、警戒に万全を期するものとする。
- (4) 同時多発火災が発生した場合又は発生するおそれのある場合の火災出動は、消防長又は消防団長が行う特別命令によるものとする。

4 大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、空中消火活動を行うため防災ヘリコプターの協力を要請することができる。
また、市は、あらかじめ定められたところにより、地上において消防機関による空中消火活動を支援するものとする。

5 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

6 ガス災害対策

市は、ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、ガス事業者、高圧ガス事業者等、関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

7 船舶火災対策

船舶火災については、佐伯海上保安署及び港湾関係機関と協力して消防活動を行う。

第7節 二次災害の防止活動

1 二次災害防止活動の実施体制

市及びその他の防災関係機関は、地震発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。
また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて関係機関へ協力を要請するものとする。

2 市における二次災害防止活動

- 市においては、次のような二次災害防止活動を行うものとする。
- (1) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

土木部は次のとおり二次災害防止のための措置を行い、その実施状況を把握するとともに、総務部に報告するものとする。

ア 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施するものとする。

イ 市所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

市所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとり、また必要な応急措置を実施するものとする。

ウ 被災建築物や斜面の応急危険度判定

被災建築物や斜面の応急危険度判定を早期に実施し、応急危険度判定士や斜面判定士の確保については、必要に応じ県等へ協力要請を行うものとする。

(2) 土砂災害等の防止活動

社会基盤対策部公共土木班は、土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとるものとする。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整部に報告するものとする。点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

ア 砂防指定地

イ 急傾斜地崩壊危険区域

ウ 地すべり防止区域

エ 保安林及び保安施設地区

オ 山地災害危険地区

カ 海岸危険地域

キ 落石等危険箇所

ク その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(3) 二次的な水害の防止活動

土木部は、水防区域の点検・パトロールを行い、立退きの指示等二次災害防止のための措置をとるものとする。

また、その実施状況を把握するとともに、総務部に報告するものとする。

(4) 高潮、波浪等による被害の防止活動

土木部は、高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとるものとする。

また、その実施状況を把握するとともに、総務部に報告するものとする。

点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

ア 港湾施設

イ 海岸保全施設

ウ 河川施設

エ 漁港施設

オ 農地海岸保全施設

(5) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、消防部は、県と連携して、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を総務部に報告するものとする。

ア 危険物施設

イ 火薬保管施設

ウ ガス施設

エ 毒劇物施設

オ 放射性物質施設

カ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(6) 流出油等による二次災害防止活動

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

災害等により船舶からの貨物油、燃料油又は有害液体物質等（以下「海上流出油等」という。）が海上に流出した場合、発生する有毒ガス等により甚大な被害が予想されるとともに、付近海域の航行が不能となるため、港湾啓開作業に多大なる支障をきたすことから、香々地地域部は、海上流出油等の除去に当たっては、大分県と協力し、海上保安部を通じて法令の規定により排出源（船舶及び船舶を運航する企業等も含む。）及び除去委託団体等に対し、除去指導等も含め適切な措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総務部に報告する。

(7) 二次災害防止のための市民への呼びかけ

総務部は、余震、降雨等による二次災害の危険性について、市民に注意を呼びかけるものとする。また、二次災害防止には市民が自ら居住している場所の危険度を十分に把握しておくことが重要である。

(8) 被災建築物の石綿飛散防止活動

被災した建築物から石綿が飛散するおそれがあるときは、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に、建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。

また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。

第4章 被災者の保護・救護のための活動

- 第1節 避難所運営活動
- 第2節 避難所外被災者の支援
- 第3節 食料供給
- 第4節 給水
- 第5節 被服寝具その他生活必需品給与
- 第6節 医療活動
- 第7節 保健衛生活動
- 第8節 廃棄物処理
- 第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬
- 第10節 住宅の供給確保
- 第11節 文教対策
- 第12節 被害調査
- 第13節 社会秩序の維持
- 第14節 被災動物対策

第1節 避難所運営活動

本節は、指定避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定める。

1 避難所の開設

- (1) 福祉保健部は、災害発生時に必要に応じ避難所を開設する。また、必要があればあらかじめ指定された避難所以外についても、災害に対する安全性を確認した上で避難所として開設する。
- (2) 福祉保健部は、避難所開設後早期に、自治委員や自主防災組織を中心に避難所運営委員会を設置し、運営管理に協力を依頼する。
- (3) 福祉保健部は、避難所を開設した場合は、速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

2 避難所における感染症対策

市は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

また、市のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、保健所に専門的支援を要請する。

(1) 市民への周知

市は、市民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

(2) 避難先の検討・確保

市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。

(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

市は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

(4) 避難者受入れの体制の確立

市は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

(5) 避難所内での感染予防

市は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

ア 避難所での受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。

イ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。

ウ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。

エ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。

オ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。

カ アルコール消毒液を出入口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。

キ ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。

ク 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。

ケ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、県との共同により、職員や自主防災組織などを対象とした避難所運営訓練等を実施する。

3 避難所の運営管理等

避難所の運営管理は、市長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、市民や民間の力を活かすことが望ましいため、市は避難所運営マニュアルを必要に応じて更新し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校その他が避難所になった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう協力する。

(1) 避難者名簿の作成

速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成する。避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成に努める。

(2) 避難所開設に関する報告

避難所の開設に関する情報（日時、場所、箇所数、避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに総務部に報告する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

(3) 要配慮者の避難等の措置

避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉保健部と協議のうえ福祉避難所を速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、福祉保健部は旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。

なお、要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合、県及び関係機関へ協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所へ避難させる。

(4) 避難所の運営

ア 運営委員会の設置

避難所の開設後早期に、避難者（市民）による自主的な避難所運営を目指し、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（自治委員等）と協議して、避難所の運営委員会を設け、運営管理への協力を依頼する。

避難を実施した居住者等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に努めるものとし、市は必要な支援を行う。

イ 情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

ウ 食料・水・生活必需品の配布

支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、県等と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。

市は、避難所での食料・水・生活必需品の配布について、運営委員会の協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

エ 避難所のニーズの把握

市は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

オ 避難住民の健康への配慮

県と市は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

カ 避難所の生活環境への配慮

市は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

必要に応じ、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、県に保健師等で構成する保健活動チームの派遣を要請するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整を要請する。

また、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行うため、県に災害派遣福祉チーム（D W A T）の派遣を要請するとともに、災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう調整を要請する。

キ 避難所運営訓練

自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、県等関係機関と共同し、自主防災組織や関係機関を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

ク 外国人に対する配慮

日本語の理解できない避難所の外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを県に要請する等手配し配慮する。

ケ 女性の視点からの配慮

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

（ア）避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

（イ）一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

（ウ）乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

（エ）男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干場の確保に努める。

（オ）仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。

（カ）女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

（キ）家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

4 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、他の市町村への受入れについて協議する。

また、受入れの要請にあたっては、県と協議を行うものとする。

なお、他の都道府県の市町村への受入れが必要な場合についても、同様とする。

第2節 避難所外被災者の支援

避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるもののライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難となった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に必要な支援を行う。

1 避難所外被災者の状況把握

福祉保健部は、自治会などとの連携のもと、車中泊を含む避難所外被災者の実態把握に努める。状況を調査し、指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、市は必要に応じて県等関係機関に支援を要請する。

2 避難所外の要配慮者

要配慮者情報を持つ福祉保健部は、避難所外の要配慮者についても生活支援に努める。状況の悪化が確認される場合、早期に福祉避難所や医療機関に移送するよう努めるとともに、必要に応じて県等関係機関に支援を要請する。

また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者を配置するなど、適切な支援を行う。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

福祉保健部は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

4 食料・物資の供給

経済部は、福祉保健部と連携し、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者並びに避難所外被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

5 巡回健康相談の実施

福祉保健部は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健士を派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものとする。

1 食料供給の責任体制

被災者及び応急対策従事者等に対する食料品の供給は、市が主体となり実施する。ただし、市による食料供給が困難な場合は、速やかに県の災害対策本部に物資の確保及び配送を要請し、直接これを配布するものとする。

また、その他の防災関係機関は、市及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 食料供給活動の流れ

(1) 被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断するものとする。

- ア 避難者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 応急対策等への従事者の状況
- エ 電気、ガス、水道の状況

(2) 市による食料供給の実施

市は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。

その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請するものとする。

食料の供給種別は次のとおりとし、それぞれ被災の状況に応じ必要な措置をとる。

- ア 炊き出しの実施
- イ 主食の供給
- ウ 野菜・魚介類・副食品・調味料等のあっせん

3 政府所有米穀の緊急引渡し

市長は、手続「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

(1) 通常の手続きによる緊急引渡し等

市長は、県地区災害対策本部（北部振興局）を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡し等の要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施するものとする。

(2) 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農政局長（以下「農政局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。

市長が農産局長に直接要請を行った場合、市長は、知事の通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡するものとする。

4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は、県に対し市から要請するものとする。

(1) 炊出し、その他による食品の給与基準

ア 給与を受ける被害者の範囲

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者

(ウ) 被災市内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で（ア）又は（イ）と同一の状態にある者

(エ) 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者

(オ) 流通の途絶により食品が確保できない者

イ 炊出しその他による食品給与の方法

(ア) 炊出しは、避難所内及びその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。

(イ) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること。（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）

(ウ) 食品の給与は、産業給食（弁当等）によっても差し支えない。

(エ) 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(オ) 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料費の経費として1人1日あたり内

閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ウ 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情がない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

エ 費用の負担

被災者に対する炊出し、その他による食料品の供給に要する費用は、主食費、副食費及び燃料費としての1人1日あたりの費用は市長が定める。又、災害救助法の適用により、県から炊出し、その他による食品の給与を委任され、市がこれを行った場合の費用は県が負担する。

(2) 市の措置

ア 県への情報提供等

知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出し、その他の食品の給与に着手した場合は、市長は速やかにその概要を福祉保健部に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

イ 帳簿等の備え付け等

市長が知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(ア) 救助実記録日計表

(イ) 炊出し、その他による食品給与用物品受払簿

(ウ) 炊出し給与状況

(エ) 炊き出しその他による食品給与に関する証拠書類

ウ 市が独自に行う食品の給与

市が行う独自の炊き出し、その他の食品の給与（災害救助法の適用がない場合）を実施する必要がある場合においては、前（1）に掲げる給与基準、方法に準じて行うものとする。

ただし、これらの費用は、市の負担とする。

第4節 給水

本節は、災害発生による断水等のため、飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関し、必要な事項について定めるものとする。

1 給水の責任体制

(1) 給水の責任体制

被災地住民に対する給水は、市が実施（災害救助法が適用された場合は、県の委任に基づき実施）するものとする。なお、市による給水が困難な場合は、県等に要請するものとする。

(2) 市による応急措置

ア 施設が破損したときは、破損箇所から有害物質等が混入しないように処置するとともに、とくに浸水地区等で不適水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

イ 災害発生に際しては、取水、導水及び浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくするように努める。

ウ 取水、導水及び浄水施設が破損し、給水不能または給水不足となった区域に対しては、全力をあげて給水するとともに施設の速やかな復旧を図る。

エ 配水管の幹線が破損したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので、給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。

2 給水活動の流れ

(1) 被災者に対する給水の必要性の判断

市は、次以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の衛生状況の把握は、保健所に協力を求める。

ア 被災者の状況

- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
 - ウ 通水状況
 - エ 飲料水の衛生状況
- (2) 給水の実施
- 上記(1)で給水が必要と判断した場合、次の点に留意して給水活動を行う。
- ア 給水場所、給水方法、給水時間等について、屋外拡声器、告知端末等を用いて市民に広報する。
 - イ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編制するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
 - ウ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア団体との連携を可能な限り図る。
 - エ 災害救助法の適用がなく、市が独自に給水を行う場合は、災害救助法が適用された場合の給水に準じて給水を行うものとする。

3 給水の方法

- (1) 飲料水
- ア 給水車（給水タンクを積載したダンプ）による給水
 - イ ろ水器による給水
 - ウ ペットボトル等水入り容器を運搬して行う給水
- (2) 生活用水
- ア 学校プールその他適当な場所への貯水
 - イ 浄水剤の支給による給水

4 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用され、県知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 飲料水の供給簿
- (3) 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

- (1) 被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断
- 市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。
- ア 被災者の状況
 - イ 医療機関、社会福祉施設の状況
- (2) 被災者に対する給与又は貸与の実施
- 市は、(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確

保し給与又は貸与を実施するために以下の措置をとる。

ア 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

経済部は、被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係対策部に協力を求めるとともにその進行管理を行う。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

イ 給与又は貸与

(ア) 備蓄物資による給与又は貸与

市が備蓄している物資により実施する。

(イ) (ア) 以外の物資の給与又は貸与

以下により実施するものとし、必要に応じて義援物資の受け入れ及び日本赤十字社又は民間団体が行う支援との調整を図る。

a 流通在庫による給与又は貸与

市があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、物資支援対策部救援物資・資機材班が実施する。

b 県及び他市町村への応援要請

「第3部第2章第6節 応援要請」に準ずる。

ウ 給与又は貸与の体制（集積・輸送・交付）

救助物資の給与又は貸与活動は、おおむね次の基準により実施する。

(ア) 経済部

a 救助物資の給与又は貸与活動の総合的な連絡調整及び指導を行うこと。

b 救助物資の配分及び輸送に関すること。

c 備蓄救助物資の放出と物資集積場（輸送計画による場所）までの輸送を行うこと。

d 調達した物資の物資集積場までの輸送を行うこと。

e 指示に基づく不足物資の調達を行うこと。

(3) 県における給与又は貸与の実施

市のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が困難と判断される場合は、県は備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

3 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 実施体制

ア 災害救助法が適用された場合、市は県の地区災害対策本部と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、大分県福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。

イ 大分県福祉保健部福祉保健企画課は、2（2）に基づく給与又は貸与を実施する。

(2) 給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 給与又は貸与の対象者

(ア) 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）

(イ) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

(ウ) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 給与又は貸与品目

(ア) 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(イ) 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、女性用品、乳幼児用品等

(ウ) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(エ) 光熱材料

- マッチ、プロパンガス等
- ウ 給与物資の配分基準
それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。
- エ 給与又は貸与の限度額
1世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- オ 給与又は貸与の期限
特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終るものとする。
- (3) 帳簿等の整備
罹災者に対し、救援物資を給与又は貸与した場合には、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
 - ア 物資購入（配分）計画表
 - イ 物資受払簿
 - ウ 物資購入及び支払証拠書類

4 その他災害時の適用による救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、おおむね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

- (1) 給与の対象者
災害により住家に全壊、全焼、流出、及び半壊、半焼の被害を受けた者
- (2) 給与実施基準
(1)の災害を受けた世帯が市町村の人口に応じて、次の数に達する場合であり、本市においては17世帯である

市町村の人口	1.5万人未満	1.5万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上	備考
被災世帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる。

- (3) 給与の限度額
「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年度内閣府告示第228号）第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。
- (4) その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

- (1) 日本赤十字社大分県支部は、その保管する救援物資を被災者に対して配付するものとする。
 - ア 保管場所
大分市千代町2丁目3番 31号 日本赤十字社大分県支部倉庫
 - イ 対象者
(ア) 災害により住家が全壊・全焼・流失及び半壊・半焼・床上浸水等の被害を受けた被災者
(イ) 避難所に避難した被災者
 - ウ 保管品名
毛布、タオル、タオルケット（夏期）バスタオル、救急セット、ブルーシート
- (2) その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して県又は市が実施する被災者の保護に協力するものとする。

第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、県をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第3部第3章第5節救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移

行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

福祉保健部は、次の情報の収集に努め、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況（第3部第2章第4節参照）
- (4) 交通確保の状況（第3部第2章第11節参照）

2 医療救護活動の実施

福祉保健部は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させるとともに、それ以降の急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。

(1) 災害医療対策

福祉保健部は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、豊後高田市医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターを県庁（災害医療対策本部（DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等））へ派遣要請し、超急性期の医療救護活動を災害医療コーディネーターへ引き継ぐ。

なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。

(2) 医療救護班等の派遣・調整

市が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときは、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、及び大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。

(3) 医療救護班の調整

市は、県地区対策本部保健所班、佐伯市医師会と連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。

(4) 災害派遣精神医療チームの派遣

市は必要に応じ、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成・派遣について、県に要請する。

3 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

福祉保健部は、以下の情報を集約の上、総務部を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

第7節 保健衛生活動

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定める。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、市が実施するものとする。ただし、市のみではこれを実施することが困難な場合には、県に協力を求めて実施するものとする。

2 保健衛生活動の実施体制

(1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握

市は、県（災害対策本部福祉保健医療部、県地区災害対策本部保健所班等）と連携して以下の公衆衛生ニーズを把握し、関係機関へ連絡する等必要な対策をとる。

【把握する公衆衛生ニーズ】

- ア 被災者及び災害業務に従事する職員等の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- イ 避難所における医療ニーズ
- ウ 避難所にいる要配慮者の数
- エ 食料や飲料水の供給状態
- オ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- カ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- キ 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- ク 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- ケ トイレ等の衛生状態

3 保健衛生活動の実施

市は、県（保健所、災害時健康危機管理支援チーム等）と連携するとともに、被災者台帳を活用し以下の保健衛生活動を実施する。

(1) 要配慮者への保健指導及び情報提供

要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

(2) 健康相談

被災地（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。

(3) 栄養指導対策

避難所等を巡回し、栄養士とともに、食品取扱者や被災者に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。

(4) 健康教育（普及啓発）

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

(5) 家庭訪問

被災地（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

4 防疫活動の実施

(1) 防疫活動の実施

市は、3項で把握した情報から判断し、防疫活動が必要と認めるときは、衛生班を編成し、県（県地区災害対策本部保健所班、災害時健康危機管理支援チーム等）と協力し以下の防疫活動を実施する。

(2) 保健所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について消毒を市に指導し、市において実施する。

5 保健衛生活動情報の集約及び公表

市は、保健衛生活動に係る情報（以下「保健衛生活動情報」という）をそれぞれ集約した上で以下の活動を行う。

(1) 広報

保健衛生活動情報の広報を、広報班を通じて報道機関に依頼し、一般に広報する。

(2) 県等への報告

収集した保健衛生活動情報を、県等必要な機関へ報告する。

6 市が実施する防疫及び清掃

市は、被災地域の防疫及び清掃を実施するものとする。

特にこの計画に基づき、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受ける者の範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施するものとする。

第8節 廃棄物処理

大地震時等により、処理施設に多大の被害を受け、稼働不能な場合、特に次の措置を講じ清掃対策に万全を期すものとする。

1 塵芥処理

市は、「豊後高田市市災害廃棄物処理計画」により、ごみ処理体制の整備を図るものとする。具体的な処理については、「災害廃棄物処理マニュアル」によるものとする。

(1) 災害廃棄物（ごみ）の種類

木くず、コンクリートがら等、金属くず、腐敗性廃棄物、津波堆積物、廃家電、廃自動車、廃船舶、有害廃棄物、その他適正処理が困難な廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ。

(2) 災害廃棄物（ごみ）処理基本計画の内容

- ア 組織体制・指揮命令系統
- イ 情報収集・連絡
- ウ 協力・支援体制
- エ 災害廃棄物処理
- オ 市民等への啓発・広報

(3) 収集運搬体制の整備

ごみの収集運搬作業にあたっては、あらかじめ防災関係機関等との連携の基に、効率的な収集ルートを検討する。ごみ収集運搬作業にあたっては、市所有の車両及び人員の不足する場合も予測されることから、災害時運搬手段の確保を図るものとする。

2 し尿処理

「豊後高田市市災害廃棄物処理計画」により、浸水家屋及び避難所等のし尿等の収集運搬、また豊後高田市終末処理場又はクリーンセンターが稼働不能となった場合における処理及び体制の整備を図る。

(1) 災害廃棄物（し尿等）の種類

し尿、浄化槽汚泥、その他

(2) 災害廃棄物（し尿等）処理基本計画の内容

- ア 浸水家屋及び避難所のし尿等の収集運搬体制の整備
- イ 仮設トイレの設置数の必要数の把握
- ウ 仮設トイレの収集体制の整備
- エ 浸水家屋の消毒作業体制の整備

(4) し尿等の収集体制の整備

地震・津波災害時に浸水した家屋のし尿等の収集体制の整備、仮設トイレ、避難所のし尿収集体制の整備を図るものとする。

また、し尿等の収集運搬作業については、市内の許可業者による協力体制を構築するものとする。

3 広域処理の支援要請

災害廃棄物は一般廃棄物であり、一義的な処理主体は市であるが、廃棄物処理が長期にわたって困難となる場合には、県、関係機関及び周辺自治体に対して広域処理の支援要請を行い、衛生的かつ迅速な廃棄物処理を行うものとする。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬

災害により、行方不明になった者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬について、的確に実施するため、消防、警察機関との連携のもと対策に万全を期するものとする。

1 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬体制の責任体制

行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬等については、県、警察機関、消防及びその他の防災関係機関が、相互に緊密な連絡と、迅速な措置によって行うものとする。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報

警察官及び海上保安官は、行方不明者の届け出の受理を行ったのち、市本部及び関係機関への通報連絡にあたる。

(2) 行方不明者の搜索

ア 行方不明者の搜索、救出活動は、消防本部・署及び消防団、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施するものとする。

イ 市本部長は、救急搬送の実態を踏まえ、大規模災害時に病院選定に支障をきたさないよう、関係各署と協議を行い救急搬送体制を構築するものとする。

ウ 市本部長は、所轄警察署と協議の上、あらかじめ遺体取り扱い施設を選定しておき、災害時に関係機関と協力して運営にあたるものとする。

エ 大型クレーン・バックホー等の建設機械は、人命救助等に有効であり、その活用にあたっては、効率的に機能を発揮させるよう努めるものとする。

3 遺体の処理取扱い

(1) 遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努めるものとする。

(2) 遺体の検視及び検案

ア 遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付すものとする。

イ 医師等により、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行うものとする。

ウ 検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し、協力を求めるものとする。

(3) 遺体の安置（検視後）

ア 遺体の安置所を設置するものとする。

イ 検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺するものとする。

ウ 納棺した遺体について死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付するものとする。

エ 生活再建支援対策部衛生廃棄物班は、引取りの申し出があったときは、死体処理票によって整理の上、引き渡すとともに、埋・火葬許可証を発行するものとする。

4 遺体の埋・火葬

(1) 遺体の埋・火葬は市（環境部）が実施する。市のみで埋・火葬が困難な場合は、総務部を通じ保健所に通報し、県内他市町村での受入や関係機関による遺体の移送等について、県に協力を求め、大分県広域火葬計画に順じ広域火葬とする。

(2) 環境部は、火葬場の稼働状況を把握し、適切・かつ速やかに埋・火葬が行えるよう対応するものとする。

(3) 環境部は、被災時における速やかな埋・火葬を行うため、災害時火葬計画を策定し、安全かつ衛

生的、また速やかな作業が行えるよう体制を整備する。

5 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

(1) 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報

総務部は、遺体、行方不明者に関する情報を集約し、警察本部及び県に報告をする。

(2) 埋葬に関する情報の集約・広報

環境部は、埋葬に関する情報を集約し、総務部に報告する。総務部は、県に報告をする。

(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

県や市、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）」に基づいて行うものとする。

6 災害救助法適用に関する事項

(1) 災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき福祉保健部が救助法手続き総合窓口となり実施するものとする。

ア 遺体の搜索

(ア) 搜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

(イ) 支出する費用

- a 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費（直接搜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる。）
- b 搜索のため使用した機械器具の修繕費
- c 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費
- d 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

(ウ) 支出費用の限度額

当該搜索地における実費

(エ) 搜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

(2) 遺体の取扱い

ア 処理する遺体の範囲

災害に際し死亡した者

イ 遺体の処理内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 遺体の検案

ウ 支出する費用の限度

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(ウ) 検案は、一般開業医等に依頼し、費用は市が別に定めた額の範囲内とする。

エ 遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(3) 遺体の埋葬

ア 埋葬を行う範囲

- (ア) 災害時の混乱の際に死亡した者
 - (イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
 - イ 埋葬の方法
応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行うものとする。
 - ウ 埋葬費の限度額
埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
 - エ 埋葬の期間
埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- (4) 市が行う事項
- 消防部又は環境部は、県知事の委任に基づき遺体の捜索、取扱い及び埋葬を実施した場合、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
 - ア 救助実施記録日計表
 - イ 遺体の捜索状況記録簿
 - ウ 捜索機械器具燃料受払簿
 - エ 埋葬台帳
 - オ 遺体処理台帳
 - カ 遺体捜索用関係費、遺体処理費、埋葬費支出証拠書類

第10節 住宅の供給確保等

本節は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができない者のうち、主として自らの資力により住宅を確保できない者に対して行う、住宅の供給等に関して定めるものである。

1 住宅の供給及び住居の確保措置の実施責任体制

罹災世帯に対する住居の供給及び住居確保措置は、次の場合、主として知事が市町村長その他の関係機関に協力を求めることになるため、豊後高田市地域防災計画の定めるところによりこれを実施する。

- (1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の応急的な除去
- (2) 次の各号に該当する場合における災害公営住宅の建設
 - ア 被災地全域において住宅500戸以上が滅失した場合、もしくは200戸以上が焼失した場合
 - イ 1市町村の区域内で住宅200戸以上又は住宅戸数の1割以上が滅失した場合

2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅の建設
- (2) 住宅が半壊若しくは半壊又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に、土石、竹材等の障害物が流入したため居住できない世帯に対する、障害物の応急的な除去
- (4) 応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、応援協定の締結を推進するとともに、災害時に必要な場合には関係団体の協力を得るものとする。

3 市が実施する住宅の供給及び居住の確保措置

市が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。

- (1) 住宅ニーズの把握
 - ア 土木部は、県と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。
 - イ 土木部は、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。
- (2) 災害救助法の規定による応急仮設住宅の設置及び確保

ア 建設型仮設住宅の設置

災害救助法が適用された場合は、市が設置箇所（公有地）の提供を行い、県が原則として設置者となる。

ただし、県から市に委託があった場合、下記により設置する。

(ア) 設置の基準

構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより建設型仮設住宅を建設する。

- a 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、建面積 29.7 m²（9坪）を目安とする。
- b 1戸当たりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- c 設置場所は事前に住環境等を考慮し、市が選択した場所とする。なお、県保有地を含め公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。
また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- d 設置方法は、請負工事又は直営工事（労務借上）、リースや買取などにより実施する。
- e 建設型仮設住宅の設置は、遅くとも災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。

(イ) 供与する世帯の受付及び供与基準

土木部は、建設型仮設住宅を供与する世帯の受付を行い県知事へ提出するものとする。また、供与の対象となる世帯については次の a～c のいずれも該当する世帯とする。

a 住家が全壊、全焼又は流出した世帯

住家以外の建物、例えば、土蔵、小屋、工場、倉庫等のみが被害を受けた場合は、この制度の対象とはならない。

ここに住家というのは、現実にその建物を居住のために使用していたものをいうものであり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。従って、通常は非住家として取り扱われる小屋等であっても、事実上、そこを住家として使用していた場合は、これを住家に含める。

b 居住する住家がない世帯

住家が全壊、全焼もしくは流出しても、離れが残り、居住に差し支えがない者は、この制度の対象とはならないものである。

また、当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害等により被害を受けるおそれがある場合、地滑り等により市長の避難指示等受け長期にわたり自らの住居に居住できないなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合は、厚生労働省と連絡調整を図ること。

c 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない世帯

(3) 応急仮設住宅の運営管理

土木部は、応急仮設住宅の運営管理を実施する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、また入居者のコミュニティの場となる空間の提供を行いその形成につなげるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から 2 か年以内とする。ただし、激甚災害指定を受けた場合はこの限りではない。

(5) 住宅の応急修理

土木部は、災害により住家が被災し、自らの資力で応急修理をなし得ない世帯の応急修理を以下により実施する。

(ア) 応急修理の基準

- a 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことができない最小限の部分とする。
- b 応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。
- c 応急修理に要する 1戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(イ) 応急修理を受ける世帯の受付

土木部は、応急修理を受ける世帯の受付を行うものとする。また、応急修理を受けることのできる世帯の基準は次の各号とする。

- a 災害のため住家が半焼若しくは半壊又は準半壊した世帯
- b 当面の日常生活が営み得ない世帯
- c 自らの資力で応急修理ができない世帯

(6) 住居又はその周辺の障害物の除去

土木部は、災害救助法が適用された場合、下記により応急的な除去について必要な措置を行うものとする。

(ア) 障害物の除去の基準

- a 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。
- b 1戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- c 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
- d 除去の実施は、災害の発生から10日以内に完了するものとする。

(イ) 障害物の除去を受ける世帯の受付

土木部は、障害物の除去を受ける世帯の受付を行うものとする。

また、障害物の除去を受けることのできる世帯の基準は次の各号とする。

- a 災害のため住家が半壊（準半壊含む）又は床上浸水した世帯
- b 当面の日常生活が営み得ない世帯
- c 自らの資力で障害物の除去をなし得ない世帯

(7) 障害物除去等に伴う市の措置

土木部は、災害救助法適用によって、住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。県からの委託を受けた場合も同様とする。

(ア) 救助実施記録日計表

(イ) 障害物除去の状況

(ウ) 障害物除去費支出関係証拠書類

(8) 災害公営住宅の建設

公営住宅法第8条及び激甚法第22条第1項による災害公営住宅の建設は、土木部が次により実施する。

ア 建設戸数の基準

(ア) 公営住宅法による建設の場合は、滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数まで

(イ) 激甚法による建設の場合は、滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数まで

イ 建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準（平成23年国土交通省令第103号）等による。

ウ 入居世帯の決定

災害公営住宅の入居世帯は、おおむね次の各号に該当する世帯のうちから市長（本部長）が関係法令に基づき決定する。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した世帯であること。

(イ) 居住する住家がない世帯又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。

(ウ) 自らの資力で住宅を確保することができなかった世帯であること。

(エ) 応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。

(オ) 規定の賃借料を納入できる世帯であること。

4 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。そのため、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住家に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第11節 文教対策

大地震及び津波等の災害のため、教育施設及び設備が被災し、また避難施設として使用され、通常の学校教育を行えない場合における緊急に対応する措置は、次に定めるところにより実施するものとする。

1 文教対策の実施責任体制

教育施設及び設備の応急措置は第一順位としては学校（園）長が保護者をはじめとするPTAなど関係機関等の協力を求めて実施し、第二順位として市立の学校にあっては市教育委員会が、県立学校にあっては真玉地域部がこれにあたるものとする。

また、市及び県は、それぞれの教育委員会が実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずるものとする。

2 学校（園）が実施する応急措置

(1) 被災状況等の連絡

学校（園）長は、災害による教育施設の被災状況、児童生徒等の被災状況、学校職員の被災状況、避難所としての使用状況等を迅速に調査把握し、適宜、教育委員会に連絡をする。

(2) 教室の確保

学校（園）長は、必要な教室等を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

- ア 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。
- イ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館等の利用を考慮する。
- ウ 必要に応じて、学年や学級を合同にした授業等を実施する。

(3) 安全確保措置

児童生徒等の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとるものとする。

- ア 避難を行い、安全を確保した後、被災状況を勘案し学校等の管理下での避難を継続するか否かの判断を行う。
- イ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し安全を図る。
- ウ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

(4) 保健衛生措置

児童生徒等の感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて、次の措置をとるものとする。なお、学校等での実施が困難な場合は、必要に応じて保健所等に協力を求める。

- ア 保健衛生管理の実施
- イ 給食の調理従事者に対する健康診断、検便の実施及び身体、衣服の清潔保持
- ウ 校舎内外の清掃及び消毒の実施
- エ 飲料水の監視
- オ 必要に応じて、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

3 教育委員会が実施する応急措置

(1) 教室の確保

- ア 校舎の全部又は大部分が使用不能な場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を確保する。
- イ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記措置をしがたい場合は、応急仮設校舎を建設するものとする。

(2) 教職員の確保

教職員に不足を生じた場合は、学校間における調整を行う。また、市内において不足を生じる場合は、県教育委員会に調整を要請するものとする。

(3) 応急的に行う授業の実施

ア 災害発生の状況により授業が不可能な場合は、取りあえず臨時休業の措置をとる。

イ 正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。

ウ 災害時の授業の実施にあたっては、児童生徒等の健康管理の徹底に努める。

(4) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、市長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の規準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

ア 給与の規準

(ア) 給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒に対して行う。

(イ) 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

a 教科書及び教材

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で市教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

b 文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

c 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

(ウ) 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区分	小学校	中学校
教科書及び教材	実費	実費
文房具通学用品	生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める規準の範囲内とする。	

(エ) 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給するものとする。

文房具通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与するものとする。

イ その他必要な措置

市長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(ア) 救助実施記録日計表

(イ) 学用品の給与状況

(ウ) 学用品購入関係支払証拠書類

(エ) 備蓄物資払出証拠書類

(5) 転校・転園措置及び進路指導

ア 各学校等は、転校・転園を必要とする児童生徒等の状況を速やかに把握し、市教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。

イ 各学校等は、被災児童生徒等の進級、卒業認定及び進学並びに就職に関して児童生徒等の状況を十分把握し、市教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(6) 奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、市奨学金貸付制度にて特別措置を行う、また、(財)大分県奨学

会に特別措置を要請する。

第12節 被害調査

1 被害状況の現地調査

災害時における被害状況の現地調査は、災害対策を行う上での基礎資料となるもので、迅速的確な対応が求められる。

調査は、災害の種別・規模等により関係機関の協力を得るなど対応は異なるが、災害対策本部各部は、災害発生後速やかに、おおむね次の区分により現地調査を行う。

- (1) 応急被害状況調査（住家被害認定調査を除く）
 - ア 死者
 - イ 行方不明者
 - ウ 負傷者
 - エ 建物被害の有無（被害状況の写真撮影）
 - オ その他、災害対策本部の指示によるもの
- (2) 罹災証明書交付申請にともなう住家被害認定調査（機動部）
 - ア 住家被害状況（全壊、半壊、床上浸水など）
 - イ 住家居住状況、世帯生計状況

2 被災現場及び災害対策本部との連絡調整

災害対策本部各部は、現地での目視あるいは被害写真などにより自ら調査した状況を総務部に報告する。

3 罹災証明書の発行ほか（被災者台帳システムの活用）

熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書等の発行、他市町村の相互支援・受援等の観点から県統一で導入される被災者台帳システムを活用し、機動部は、罹災証明書等交付申請窓口を設置し、被災者からの交付申請に対し、被害認定調査班による「住家被害認定調査」の実施に基づき速やかに罹災証明書等を発行するものとする。

4 市税等の減免に関すること

地方税法及び市税条例に基づき、市税の減免について納税義務者に対して手続きを勧告するなど適切な措置を講ずるものとする。

5 市税の徴収猶予に関すること

地方税法第15条に定める市税の徴収猶予については、納税義務者の申請に基づき被災状況を考慮のうえ適切な措置を講ずるものとする。

第13節 社会秩序の維持

本節は、災害後の市民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持に関する活動について定めるものである。

1 社会秩序の維持に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、警察が市その他の関係機関の協力を得て実施するものとする。

2 社会秩序の維持のための活動

警察署は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような活動を実施する。

(1) 困りごと相談所の開設

警察署に、困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）を設置して、市民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努めるものとする。

(2) 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

(3) 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

(4) 犯罪の取締り

災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企図する悪質業者等の経済事犯、凶悪事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締りを行い、市民の不安を軽減するとともに、社会秩序の混乱を防止する。

(5) 地域安全情報等の広報

総務部は、市民に対し地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるよう配慮するものとする。

第14節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに避難所における動物同伴者への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、動物の保護や適正な飼育に関し、県（保健所等）との協力体制を構築するものとする。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから市は、保健所、県獣医師会、県動物愛護センター等と協力し、負傷又は放浪状態にある動物の保護を行うものとする。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

市は、避難所内に被災動物の飼育スペースの確保に努めるとともに、保健所に協力し、飼い主に対し避難した動物の飼育について、適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持について以下の措置を行う。

(1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供等の調査、報告

(2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の支援

4 被災動物救護対策指針

「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、ペット同行避難訓練の実施など、県と連携しながらペット対策の取組を推進するものとする。

5 応急仮設住宅棟での対応

市及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

第5章 社会基盤の応急対策

1 電気、ガス、通信、上下水道の応急対策

(1) 応急対策の基本方針

電気、ガス、電話に係る各事業所及び上下水道部は、各々の災害時対応計画に従い、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市及びその他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力する。

(2) 災害発生時の連絡体制の確立

ア 九州電力送配電株式会社中津配電事業所、(社)大分県LPガス協会豊後高田支部及び西日本電信電話株式会社大分支店等は、市が災害対策本部を設置した場合には、市との連絡担当者を指定して逐次連絡が確保できる体勢をとる。

イ 人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、また発生した場合は、市のほか、警察機関、大分海上保安部に迅速に通報する。

(3) 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、ケーブルテレビ、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

(4) 応急対策にあたっての支援

市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行うとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介、あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項については各事業者から要請を受けた市及び関係機関は、可能な範囲で協力する。なお、各事業所は、市に紹介、あっせん等を求める場合、総務部に連絡する。

ア 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧

イ 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送

ウ 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与

エ 屋外拡声器、告知端末、ケーブルテレビ等による停電、復旧状況の広報

2 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策

(1) 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。市及びその他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

(2) 災害発生時の連絡系統

「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

(3) 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、ケーブルテレビ、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

(4) 応急対策にあたっての支援

市は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行うとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介、あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。なお、各事業所は、市に紹介、あっせん等を求める場合、総務部に連絡する。

第4部 災害復旧・復興

- 第1章 公共土木施設等の災害復旧
- 第2章 市民相談窓口の設置
- 第3章 災害義援金の受入れ及び配分
- 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
- 第5章 財源確保の対策

第1章 公共土木施設の災害復旧

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。

また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事实施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、県と連携のうえ国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

- 市は、災害時、市が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 市は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 市は、海岸保全施設において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

3 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

また、県と連携のうえ、実施体制等の地域の実情を鑑みて、工事を的確に実施できない場合は、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

4 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

第2章 市民相談窓口の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、豊後高田市では、必要に応じて「市民相談窓口」を設置する。

また、発災後の時間経過に応じて、申請、相談等の受けることが予想されるため、被災者及び被災事業者が被災状況に応じて受けることができる支援制度を容易に確認できるチェックリスト等を用意し、市民相談窓口において罹災証明書を発行するなど、被災者及び被災事業者が手続で混乱することがないように配慮する。

市民相談窓口では、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、下部組織の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

(1) 各種手続きの相談

見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

被災者及び被災事業者のニーズに応じて県の相談窓口を併設することも検討する。

(2) 各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

(3) 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

(4) 情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

第3章 災害義援金の受入れ及び配分

義援金の受入れ及び配分については、福祉保健部が行うものとする。

1 業務の体系

義援金受入れの準備→義援金受入れの周知→義援金の受入れ→義援金の保管→義援金の配分

2 業務の内容

(1) 義援金受入れの準備

- ア ゆうちょ銀行、大分銀行等、必要と思われる金融機関に義援金の受入れ口座を開設する。
- イ 各金融機関に無料送金の取扱に関する申込を行う。
- ウ 窓口での受付手順を確認する。

(2) 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れを行う際は、市ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表・周知する。

- ア 振込金融機関口座
- イ 受付窓口
- ウ 受付期間

(3) 義援金の受入れ

- ア 本庁会計課内に受付窓口を開設し、受け付ける。
- イ 義援金受付に際しては、受付記録を作成し、寄託者には受領書を発行する。

(4) 義援金の保管

義援金は、市会計管理者所管の歳入歳出外現金として管理する。

(5) 義援金配分

- ア 市は、寄託された義援金について義援金配分委員会を組織し、配分計画を決定する。
- イ 義援金配分委員会は、義援金受入れ額及び被災状況を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を策定する。
- ウ 市は、義援金配分委員会で決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に義援金の配分を行う。

(6) その他

- ア 市は、義援金の受付状況を定期的に報道機関等を通じて公表するとともに、配分結果についてもすみやかに公表する。
- イ 市は、義援金の受入れ及び配分に関する受付簿ならびに配分の基礎となった資料を整備、保管しなければならない。

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

災害復旧に必要な資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資調達を行うための調査と融資の方法等は、この節の定めるところによって実施する。

1 融資の基本方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し民生の安定を計るものとする。

2 被災商工関係業者に対する融資

被災した中小企業者に対する災害復旧のための資金対策として、政府系金融機関等（株式会社商工組合中央金庫・株式会社日本政策金融公庫）並びに県下各金融機関からの融資の斡旋を行うとともに、これら災害融資金の利子補給金等の交付を行う等の対策を講ずるものとする。

3 被害農林漁業者に対する融資

被害を受けた農林漁業者に対する災害復旧のための資金対策として、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）、株式会社日本政策金融公庫法による災害復旧資金の斡旋を行うものとする。

4 生活確保に関する融資等

災害を受けた者に対する資金の融資及びあっせんは、次により行うものとする。

(1) 生業資金の貸付け

市は、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

ア 生活福祉資金の災害援護資金、母子寡婦福祉資金

イ 株式会社日本政策金融公庫資金

(2) 豊後高田市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害援護資金の貸付け

(3) 住宅資金等のあっせん

5 被災者生活再建支援制度

国が事業主体となり、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、経済的な理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対して、一定の基準に基づき「被災者生活再建支援金」を支給することによって、自立した生活の開始を支援する制度で、市は被災者からの申請及び報告書類の提出を受けるものとする。

6 災害被災者住宅再建支援事業

自然災害によって、著しい被害を受けた生活の基盤となる住宅の所有者に対して、市が事業主体となり、「豊後高田市災害被災者住宅再建支援金交付要綱」に基づき、支援金を交付するものとする。

第5章 財源確保の対策

1 財政需要見込額の算定

地震・津波による被害は、相当な規模に達することが想定されている。復旧・復興対策を速やかに実施するため発災後できるだけ早期に正確な被災状況を把握し、必要な財政需要の見込額を算定する。

2 予算執行方針の決定

復旧・復興対策は、通常の予算執行に優先して実施することを基本とし、緊急に取り組むべき対策と執行を凍結すべき事業を分類し、被災後速やかに予算執行方針を定める。

3 復旧・復興財源の確保

被災後の復旧・復興対策を実施するための事業費は大規模になることが想定され、災害の影響による税収の減少や財政需要の増大により長期にわたる財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を円滑に実施していくため、各課の財政需要見込額を把握し必要な財源の確保に関する適切な措置を講ずる。

(1) 国、県への支援策の要請

復旧・復興対策のための財政需要に対する関係法令による支援策について、国、県に対して最大限の支援要請を行うほか、市が独自で取り組むべき対策についても特別の財政支援を要請する。

(2) 地方債の発行

大規模な復旧・復興に要する費用を賄うためには市の一般財源だけでは対応できないため地方債の発行及びその償還に対する財政上の特例措置について、県を通じて国に要望する。

(3) 基金の活用による財源の確保

復旧・復興対策を実施するための財源が不足する場合には、市の保有する基金について、その設置目的を超えた活用が可能となるよう必要な措置を講ずる。

4 予算の編成及び執行

発災後、迅速な復旧・復興対策を実施するため、速やかに補正予算を編成する。

なお、復旧・復興対策が進展する中で必要な予算措置の見直しを適宜行う。

予算の執行に当たっては本節の予算執行方針に則り、円滑な復旧・復興を図ることを最優先とし、可能な限り柔軟な執行を行う。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第1章 総則
- 第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助
- 第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保
- 第4章 関係者との連携協力の確保
- 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
- 第6章 防災訓練
- 第7章 地震防災上必要な教育及び広報
- 第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第1章 総則

- 第1節 推進計画の目的
- 第2節 南海トラフ特措法に基づく地域指定
- 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う
事務又は業務の大綱

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編第1部から第4部によるものとする。

第2節 南海トラフ特措法に基づく地域指定

1 地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震対策推進地域は、大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町である。

2 津波避難対策特別強化地域（平成26年3月31日内閣府告示第22号）

南海トラフ特措法第10条第1項で規定する南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域は、大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市である。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務

又は業務の大綱

本市の地震防災に関する、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部第5章防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じるものとする。

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

- 第1節 津波からの防護
- 第2節 津波に関する情報の伝達等
- 第3節 避難指示等の発令基準
- 第4節 避難対策等
- 第5節 消防機関等の活動
- 第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係
- 第7節 交通対策
- 第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策
- 第9節 迅速な救助

第1節 津波からの防護

市又は河川、海岸、港湾、漁港等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、「第2部第2章第1節 被害の未然防止」を推進するとともに、次の事項について留意するものとする。

1 津波防護施設の早期点検・計画的な整備

市又は海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、防潮堤、堤防、水門等の津波防護施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の津波防護施設については早急な耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等

市又は海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする。

3 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

地震発生時に地域が孤立することを防止するため、津波来襲時にも幹線道路としての機能を担う道路等や緊急活動に重要な役割を果たすヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の基盤施設の整備を推進するものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

- 1 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達、災害情報や被害情報の収集・伝達については、「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。
なお、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。
- 2 市内の居住者、各種団体(以下「居住者等」という。)及び市内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等(以下「観光客等」という。)並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、県民安全・安心メール、ケーブルテレビ、L字放送、屋外拡声器、告知端末、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール、インターネット(ホームページやフェイスブック等のソーシャルメディア)の利用及び報道機関との連携など、様々な情報収集・伝達手段の強化を図るものとする。

第3節 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として次のとおりとする。

避難指示	気象庁が大分県瀬戸内海沿岸(福岡県と大分県の県境から大分市の佐賀関半島まで)に津波警報、大津波警報を発表した場合
------	--

第4節 避難対策等

津波から迅速に避難するための、緊急避難場所・避難路等の整備、居住者等の避難対策、消防団員等の防災業務従事者の安全確保対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発は、「第2部第4章第3節 津波からの避難に関する事前の対策」によるものとする。

その他避難対策に関する事項は、「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」、「第3部第3章第3節 津波からの避難」及び「第3部第4章第1節 避難所運営活動」によるものとする。

第5節 消防機関等の活動

- 1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を講ずるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備及び配備

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置をとるものとする

2 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

5 放送

- (1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

- (2) 放送事業者は、市、県及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障害者等

- の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。
- (3) 放送事業者は、災害発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

第7節 交通対策

1 道路

市、警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知するものとする。

2 海上

大分海上保安部及び港湾管理者等は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

3 乗客等の避難誘導

港湾管理者等は、船舶、港湾等のターミナルに滞在する者に対して、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画等を定めるものとする。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 道路

市が管理する道路の管理上の措置は次のとおりである。

- (1) 津波警報等の情報、ドライバーのとるべき措置を道路利用者に伝達する。
- (2) 交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じて工事中の道路における工事の中断等の措置を講ずる。
- (3) 災害発生後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集を実施する。
- (4) 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備について連絡・確認する。
- (5) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握する。
- (6) 県関係機関、県警察と連携協力し、必要な応急対策の措置を講ずる。

2 河川施設

市が管理する河川において、津波警報等が発せられた場合、必要に応じて河川施設の巡視を実施して状況を把握し、状況に応じて応急対策の措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は中断等の措置をとる。

3 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育・体育・福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 各施設に共通する事項
 - ア 津波警報等の来訪者等への情報伝達
 - イ 来訪者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - エ 出火防止措置
 - オ 水、食料等の備蓄

- カ 消防用設備の点検、整備
 - キ 非常用発電装置の整備、テレビやラジオなど防災情報を入手するための機器の整備
- (2) 個別事項
- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - イ 学校にあつては、次の措置をとるものとする。
 - (ア) 当該学校が、津波浸水区域内にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校に保護を必要とする生徒がいる場合（たとえば特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置
 - ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

4 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、前3の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
- また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
- ア 自家用発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は前3の(1)又は前3の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

なお、特別の理由により、津波被害の防災対策を行う場合は、従業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第9節 迅速な救助

1 救助・救急のための体制や車両・資機材の確保

地震発生後の迅速な救助・救急の体制は、「第3部第3章第4節 救出救助」、「第3部第3章第5節 救急医療活動」及び「第3部第3章第6節 消防活動」によるものとする。

また、救命・救助に必要となる車両や資機材の確保・充実については、「第2部第4章第2節 活動体制の確立」に基づき、計画的に図っていくものとする。

2 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

3 消防団等における人員確保と車両・資機材や教育・訓練の充実

消防団等の育成・強化については、「第2部第3章第4節 消防団等の育成・強化」、「第2部第3章第2節 防災訓練」及び「第2部第3章第3節 防災教育」によるものとする。

また、救助等のために必要な車両や資機材の充実については、上記1によるものとする。

第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保

- 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に関する伝達
- 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置
- 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知
- 第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達
- 第5節 災害応急対策をとるべき期間
- 第6節 避難対策
- 第7節 消防機関等の活動
- 第8節 水道、電気、ガス、通信、放送関係における各事業者の対応
- 第9節 交通対策
- 第10節 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設等に関する対策
- 第11節 滞留旅客等に対する措置
- 第12節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置
- 第13節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知
- 第14節 災害応急対策をとるべき期間
- 第15節 市のとるべき措置

1 南海トラフ地震臨時情報について

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔をおいて発生し1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。

具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震等に備えて、災害応急対策を実施する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生から最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視区域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2 基本方針

確実に死者を出さないためには、事前避難は有効であるが、一方で、後発地震がいつ発生するか判然としない中、市民の日常生活や企業活動が必要以上に委縮することは防がなければならない。

そのため、市民の意見を十分に反映させ、人命優先の施策と日常生活維持とのバランスのとれた対策を行う。

また、市は市民等に対して、「南海トラフ地震臨時情報」に関する正確な情報を周知するとともに、混乱をきたさないよう適切な行動等を促すものとする。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達については、「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達については、「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。

また、災害警戒本部等の設置については、「第3部第2章第1節 災害発生時における市の組織体制」によるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通及びライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「第3部第2章第13節 広報活動・災害記録活動」により周知する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害 応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集及び実施状況の報告等については、「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により体制を整備する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第6節 避難対策

1 地域住民等の避難行動

国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市があらかじめ定める地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち避難行動要支援者に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）については、以下の方針に則り定める。

(1) 事前避難対象地域等の設定

ア 事前避難対象地域

津波避難対策特別強化地域において地震発生後、30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域を対象とする。

イ 住民事前避難対象地域

同地域は設置せず、後発地震発生時には高台など、その場所や状況に応じた適切な避難行動をとることを第一とする。

ウ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域を高齢者等事前避難対象地域と同一とする。

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画については、「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」によるものとする。

(2) 避難情報等

国からの指示が発せられた場合において、「高齢者等事前避難対象地域」の避難行動要支援者等に対し高齢者等避難の避難情報を発令し、避難を促す。すでに大津波警報又は津波警報に伴い避難指示を発令している場合は、津波注意報等へ切り替わった後、高齢者等避難の避難情報を発令して、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難させる。

また、上記以外で土砂災害が発生するおそれや住家の耐震性等に不安を感じる市民の自主避難についても同様に受け入れを行う。

高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認し、国からの指示が発せられた場合に速やかに避難するよう周知する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、市民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関やホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。

2 避難所の運営

避難所の運営については、「第3部第4章第1節 避難所運営活動」によるものとする。

市は、避難者全員を収容できるよう避難所をあらかじめ確保する。避難所が確保できない場

合は県と連携し、隣接する市の避難所、県有施設、民間の宿泊施設等を含めた広域的な受け入れの調整を行い、避難者全員が収容できる体制を構築する。

なお、避難者が避難中に生活に困らないようにするため必要な食料や日用品を確保する。

第7節 消防機関等の活動

1 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

（1）津波警報等の情報の的確な収集・伝達

（2）事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難経路の確保

2 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「第5部第2章第4節 消防機関等の活動」により措置をとるものとする。

第8節 水道、電気、ガス、通信、放送関係における各事業者の対応

各事業者は、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係」に定めるところにより、必要な体制を確保する。

第9節 交通

1 道路

（1）市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

（2）市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし周知する。

（3）県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。

2 海上

大分海上保安部及び港湾管理者等は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策及び在港船舶の避難対策等を行う。

第10節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

（1）各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（2）個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じる措置

ウ 学校等にあっては、次に掲げる事項の措置

- (ア) 児童生徒等に対する保護の方法
- (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- エ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項
 - (ア) 入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法
 - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等が設置される庁舎等の管理は、前1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を行う。

第11節 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

第12節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報収集・伝達」によるものとする。

また、災害警戒本部等の設置については「第3部第2章第1節 活動組織」によるものとする。

第13節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項の周知については「第3部第2章第13節 広報活動・災害記録活動」によるものとする。

第14節 災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第15節 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、地震への備えの再確認や冷静な対応を呼びかける。

また、市は施設・設備等の点検や地震への備えを再確認するものとする。

第4章 関係者との連携協力の確保

- 第1節 資機材、人員等の配備手配
- 第2節 他機関に対する応援要請
- 第3節 帰宅困難者への対応

第1節 資機材、人員等の配備手配

市、県及び防災関係機関は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、食料、飲料水、生活必需品、応急用・復旧用物資及び資機材等の調達、供給を行うとともに、災害応急対策に係わる措置を行う要員の配備を実施するものとする。

なお、市から県等への職員の派遣要請等に関する事項は、「第3部第2章第6節 応援要請」、資機材等の供給の要請に関する事項は、「第3部第2章第10節 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給」によるものとする。

1 物資等の調達手配

- (1) 食料の調達・供給確保に関する事項は、「第3部第4章第3節 食料供給」によるものとする。
- (2) 飲料水の調達・供給に関する事項は、「第3部第4章第4節 給水」によるものとする。
- (3) 被服寝具その他生活必需品の調達・給与に関する事項は、「第3部第4章第5節 被服寝具その他生活必需品給与」によるものとする。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、必要に応じて、県に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、豊後高田市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備、配備等の準備をするものとする。
なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。
- (2) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達・供給に関する事項は、「第3部第2章第10節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給」によるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、「第3部第2章第6節 応援要請」及び「第3部第2章第8節 他機関に対する応援要請」によるものとする。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請は、「第3部第2章第7節 自衛隊の災害派遣要請」によるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

地震等の発生により、交通機能が停止し、自宅に帰ることが困難な者に対する対応について、「第3部第2章第12節 帰宅困難者対策」によるものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮するものとする。

1 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行うものとする。

- (1) 住宅の耐震診断、耐震改修の推進
- (2) 公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進
 - ア 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化
 - イ 道路、鉄道、港湾・漁港等主要な施設の耐震化
- (3) 電気、ガス、上・下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進

2 市、県及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。

- (1) 緊急避難場所等の整備
市は、居住者及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、緊急避難場所、避難所案内標識等の整備を計画的に行うものとする。
- (2) 避難路の整備
市及び県は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び緊急避難場所誘導標識の整備を計画的に行うものとする。
- (3) 津波対策施設の整備
海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、津波防護施設の耐震点検や補強を実施するなど、必要な施設整備を計画的に行うものとする。
- (4) 消防用施設の整備
市、県及び防災関係機関は、消防用施設及び消防用資機材の整備を計画的に行うものとする。
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
市、県及び防災関係機関は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行うものとする。
- (6) 通信施設の整備
市、県及び防災関係機関は、「第3部第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定める事項に従い、地震防災応急対策を実施するために、次に掲げる通信施設の整備を計画的に行うものとする。
 - ア 屋外拡声器
 - イ 告知端末
 - ウ 豊後高田市消防無線
 - エ その他の防災機関等の無線

第6章 防災訓練

市、県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災組織との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施し、特に津波浸水想定区域については、実施率100パーセントを目指すこととする。

防災訓練の実施に当たっては、「第2部第3章第2節 防災訓練」によるものとする。

その際、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう改善を行いながら実施することとする。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報

市は、県及び防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所の自衛消防組織、各種団体等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、防災教育を推進するに当たっては、「第2部第3章第3節 防災教育」によるものとし、地域、学校、家庭それぞれにおいて、適切に行うことで、被害が最小限となるよう努めるものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、市民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 市民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された市町村は、津波の浸水想定に基づき、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業をまとめた津波避難対策緊急事業計画を作成することができる。

その際、津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定するものとする。